

吉賀町告示第169号

平成27年第3回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月26日

吉賀町長 中谷 勝

1 期 日 平成27年9月11日

2 場 所 吉賀町議会議場

---

○開会日に応招した議員

桑原 三平君	大多和安一君
三浦 浩明君	桜下 善博君
中田 元君	河村 隆行君
藤升 正夫君	河村由美子君
庭田 英明君	潮 久信君
安永 友行君	

---

○9月14日に応招した議員

---

○9月15日に応招した議員

---

○9月18日に応招した議員

---

○10月9日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成27年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

平成27年9月11日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成27年9月11日 午前9時16分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 請願第4号 島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願
- 日程第6 発議第7号 マイナンバー制度の運用中止と制度廃止を求める意見書(案)
- 日程第7 認定第1号 平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第2号 平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第3号 平成26年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 平成26年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第7号 平成26年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第8号 平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第16 報告第4号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第17 議案第82号 新町建設計画の全部変更について
- 日程第18 議案第83号 請負契約の変更について
- 日程第19 議案第84号 動産購入契約の締結について
- 日程第20 議案第85号 動産購入契約の締結について
- 日程第21 議案第86号 訴えの提起について

- 日程第22 議案第87号 吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第88号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第89号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第90号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第91号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第92号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第93号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第94号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第95号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第31 同意第1号 吉賀町功労表彰者の選定同意について
- 日程第32 発委第3号 吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 人権擁護委員の推薦の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 請願第4号 島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願
- 日程第6 発議第7号 マイナンバー制度の運用中止と制度廃止を求める意見書（案）
- 日程第7 認定第1号 平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第2号 平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第3号 平成26年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 平成26年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第13 認定第7号 平成26年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第8号 平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第16 報告第4号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第17 議案第82号 新町建設計画の全部変更について
- 日程第18 議案第83号 請負契約の変更について
- 日程第19 議案第84号 動産購入契約の締結について
- 日程第20 議案第85号 動産購入契約の締結について
- 日程第21 議案第86号 訴えの提起について
- 日程第22 議案第87号 吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第88号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第89号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第90号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第91号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第92号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第93号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第94号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第95号 平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第31 同意第1号 吉賀町功労表彰者の選定同意について
- 日程第32 発委第3号 吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 人権擁護委員の推薦の件について

---

出席議員（11名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 桑原 三平君  | 2番 大多和安一君 |
| 3番 三浦 浩明君  | 4番 桜下 善博君 |
| 5番 中田 元君   | 7番 河村 隆行君 |
| 8番 藤升 正夫君  | 9番 河村由美子君 |
| 10番 庭田 英明君 | 11番 潮 久信君 |
| 12番 安永 友行君 |           |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
代表監査委員	上田 重夫君	教育長	石井 澄男君
教育次長	坂田 浩明君	総務課長	赤松 寿志君
企画課長	深川 仁志君	税務住民課長	齋藤 明久君
保健福祉課長	宮本 泰宏君	産業課長	山本 秀夫君
建設水道課長	光長 勉君	柿木地域振興室長	三浦 憲司君
出納室長	青木 一富君		

---

午前9時16分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しております。平成27年第3回吉賀町議会定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番、中田議員、7番、河村隆行議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。8番、藤升議会運営委員長。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、本定例会の会期日程について報告いたします。

9月7日の議会運営委員会で決定をしまして、会期を本日9月11日より10月9日までの29日間とすることを決定をしております。

なお、29日間と延ばした理由につきましては、決算認定を早い段階で行い、次年度の予算への反映をよりスムーズに行うことを目的としておりますので、よろしくお祈いします。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から10月9日までの29日間にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月9日までの29日間と決定をしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。

それでは、行政報告の前に、9月議会に当たりまして、冒頭より差しかえ等、大変御迷惑をおかけしましたことにお詫び申し上げます。また、今議会につきましては、認定8件、これは決算でございますけれど、それと報告2件で議案が14件、同意1件、計25件を予定しておりますので、どうかよろしくお祈い申し上げたいというように思っております。

それでは、行政報告でございます。お手元の報告書でございます。とおりでございますけれど、主だったものにつきまして報告させていただきます。

6月議会の始まったときからでございますけれども、14日に町内の消防大会がございましたので、これに出席させていただいております。

6月20日によしか立志塾、また次の日に水源祭りといったものがございました。

6月23日には吉賀町防災会議を開催いたしております。

6月25日はブランド推進協議会を行ひまして、また千田氏にアドバイザーの委嘱状をお渡ししておるところでございます。

6月26日には食育フェアがございました。それと、鹿足郡事務組合議会がございしますので、出席しております。

6月29日、ぎんなんの竣工式を行いました。いろいろ御迷惑をおかけしたところでございますけれども、無事竣工し、入居者がふえたということでございます。

7月1日に併任辞令を伝達し、社会を明るくする運動のメッセージの伝達式を行っております。

7月10日でございますけれども、澄川喜一展の内覧会がございましたので、こちらに出向きまして、出席をさせていただいております。

12日には広域の消防大会がございましたので、これに出しております。

飛びまして7月の24日でございますけれども、林業公社の設立50周年記念の式典がございましたので、これに出席させていただいております。

7月30日におきましては、地域おこし協力隊の辞令交付、またひまわり基金の弁護士の引き継ぎ式がございましたので、出席しております。

7月31日は益田広域圏理事会、8月3日には鹿足土木協会、津和野町と2つの町で組織しております土木協会でも知事要望をいたしております。

翌4日にはその協会の総会を行いまして、その後、県の教育長のほうへ、石井教育長とともに吉賀高校の寮の改築といったものについての要望をいたしております。

8月8日は島根県消防大会、そして9日が消防操法大会が行われていますので、出席しております。

8月15日は町内の成人式を挙行させていただいたところでございます。

21日は議会の全員協議会を行った後、イベントホライズンの、いわゆる東様がおいでになりまして、吉賀町への進出ということで協定をさせていただいております。その夜、その足で在広島県人会がございましたので、これに出席させていただいたところでございます。

8月27日が町村会の総会がございまして、役員改選で今回副会長をやっておりましたけれども、私がおりまして、その後、津和野町の下森町長が副会長になっております。その後、知事との意見交換会が、人口問題につきまして県の考え方といったものをお聞きし、意見を交換させていただいたところでございます。

8月31日、澄川喜一展が最終日となっておりますので、グラントワのほうへお伺いしまして、澄川喜一氏と面談し、先生の作品、木製の作品でございますけれども、吉賀町に1体お譲りいただきたいというようなことでお願いをして、スカイツリーの原形となる、いわゆる反りのある形といった形の木工製品でございます作品をお譲りいただくようにお話をしたところでございます。

また、9月6日、蔵木地区の敬老会、そして9月8日につきましては、ごみ処理ということで、処理場を職員の研修ということでやっておりますけれども、私もその日に参加させていただきました。

9月9日につきまして、交通安全対策協議会を行いましたので開催させていただきまして、秋

の交通運動、事故のないように訴えたところでございます。

以上でございます。

---

#### 日程第5. 請願第4号

○議長（安永 友行君） それでは、次に、日程第5、請願第4号島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願については、お手元に配付した陳情、請願、要望等、文書表のとおり、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって日程第5、請願第4号島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願については、陳情、請願、要望等、文書表のとおり、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

---

#### 日程第6. 発議第7号

○議長（安永 友行君） 日程第6、発議第7号マイナンバー制度の運用中止と制度廃止を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第7号につきまして、読み上げて説明をさせていただきたいと思っております。

発議第7号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫、マイナンバー制度の運用中止と制度廃止を求める意見書（案）、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。理由としまして、個人情報を守り、無駄な経費を抑えるためであります。

裏を見ていただきまして、意見書（案）、赤ちゃんからお年寄りまで住民票のある人全員に、原則一生変わらない番号をつけその人の納税や社会保障、給付などの情報を国が一括管理する共通番号、マイナンバー制度は、個人の預貯金や特定健診情報にも利用対象が広げられ、10月から国民への通知、平成28年1月から一部の運用が開始されようとしています。

このマイナンバー制度は、膨大な導入費用にとどまらず、システムと機器の更新が数年おきに必要となる一方で、国民へのメリットはほとんどありません。ことし5月には年金機構において大量の個人情報流出が起これ、マイナンバー制度でも同様の情報流出の可能性は否定できず、より多くの情報が集積されればサイバー攻撃などのリスクも高まり、流出すれば国民に甚大な被害をもたらすことは明らかです。従業員の給与から税や社会保障の天引きを行う全ての事業所では



個人番号を使うことが義務づけられており、システム変更や整備、情報管理の費用など、多大な負担と責任がのしかかります。

マイナンバー制度の目的は、国民の利便性向上ではなく国が国民の所得、資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、医療、介護の個人負担をふやすなど、社会保障給付抑制へのチェック体制の強化を図るためのものです。

このような問題点が明らかとなってきたマイナンバー制度の運用中止と制度廃止を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出をします。

提出先といたしまして、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣としております。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りをします。本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

---

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

○議長（安永 友行君） 日程第7、認定第1号平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第8号平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております認定第1号から8号まで、26年度の

会計の決算の認定でございます。

認定第1号平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月11日提出、吉賀町長。

認定第2号平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月11日提出、吉賀町長。

認定第3号平成26年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月11日提出、吉賀町長。

認定第4号平成26年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月11日提出、吉賀町長。

認定第5号平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月11日提出、吉賀町長。

認定第6号平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月11日提出、吉賀町長。

認定第7号平成26年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月11日提出、吉賀町長。

認定第8号平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月11日提出、吉賀町長。

詳細につきましては、出納室長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（安永 友行君） それでは詳細説明を求めます。青木出納室長。

○出納室長（青木 一富君） おはようございます。それでは、ただいまから平成26年度歳入歳出決算書の御説明を申し上げます。決算書とお手元にお配りしましたこちらの参考資料の方を中心にして御説明を申し上げたいと思います。説明にかかる時間はおよそ30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたしますします。

それでは、最初に一般会計決算ですが、決算書は1ページを、こちらの参考資料は2ページをごらんください。なお、参考資料で対比グラフのほうは製本の関係で裏面になっております。よろしくお願いいたしますします。

では、参考資料の2ページをごらんください。一般会計、26年度の歳入決算額の合計が68億5,521万2,536円、前年比7億9,914万320円、13.2%の増であります。歳出決算額は64億5,513万5,220円、前年比7億6,305万4,561円、13.4%の増となり、歳入歳出ともに前年度に比べて大きく増加いたしました。

歳入の増減要因ですが、参考資料3ページをごらんください。この上段のグラフで顕著な差を示す項目を中心に御説明を申し上げます。

まず、歳入総額のおよそ8%を占める町税は前年比442万6,559円の減額です。内訳につきましては、決算書のほうの7ページからごらんいただけたらと思います。まず、町民税は前年比約380万円の減、固定資産税は前年比202万円の増、軽自動車税も約17万円の増、たばこ税が前年比230万円の減、入湯税も43万円の減となりました。

次に、歳入総額の51%を占める地方交付税は、前年比約1億2,000万円の減となりました。これは、交付税算定のもとになる公債費を含む需要額が減ったことにより、交付税の減少を招いたものです。

次に、決算書のほうでは13ページからです。歳入総額の15%を占める国庫支出金及び県支出金をあわせて計2億5,700万円の増額です。この主たる要因は、まず国庫補助金の地域交付金等が前年比5,700万円の増、臨時福祉給付金を要因として3,700万円の増、さらに土木費国庫補助金が吉賀町地域優良賃貸住宅七日市団地建設を主な要因として、前年比6,700万円の増となっております。

次に、財産収入ですが、前年比2,170万3,625円の増額となりました。この要因は、カントリーエレベーター用地の売却によるもの1,837万9,118円と町行造林立木売り払い収入で185万1,700円です。

次に、繰入金ですが、前年比2億8,882万7,367円、伸び率で1万5,428%の増と

なりました。これは、水力発電所建設経費への充当を目的として、ふるさと創生基金からの繰り入れが2億3,000万円、子育て施策の充当目的として、まちづくり基金からの繰り入れが3,730万円となっております。

次に、町債ですが、前年比3億2,670万円の増となりました。これは、学校施設整備事業2億780万円、過疎地域自立促進特別事業7,270万円増、公営住宅整備事業8,380万円が主な要因となっております。

次に、歳出ですが、参考資料が2ページの下段です。それに伴うグラフは3ページのほうをごらんください。まず、3ページのグラフをごらんいただきますと、前年比で増となった項目は、左から3番目の民生費、2つ飛んで農林産業費から商工費、土木費、消防費、教育費と増になった項目が続いております。

それでは、各項目の増減要因を申し上げます。議会費は、議員報酬の減により、前年比314万1,490円の減額です。総務費の増減は基金積立金前年比8,629万3,000円の減、ケーブルテレビ事業費、前年比1,588万2,000円の減、電算システム開発により前年比8,493万5,000円の増、選挙費前年比1,132万円の減などにより、総務費総額で、前年比3,554万7,635円の減額となりました。

民生費は、臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業、さらに第2子以降の保育料軽減施策、生活保護費の増加などにより前年比1億1,556万2,440円の増となりました。衛生費は、にちはらクリーンパルの改修工事に伴う負担金6,450万円の増があるものの、前年度の飛行場外離着陸場整備事業終了による減額が起因して、前年比5,027万5,099円の減額です。

労働費は、前年度実施の緊急雇用対策事業終了によって、前年比496万7,163円の減額です。

農林水産業費は農業集落排水特別会計繰出金が前年比2,049万6,000円の増、エポックかきのきむらへの貸付金1,200万円などが主な要因で、前年比4,279万3,581円の増額となりました。

商工費は、小水力発電事業特別会計繰出金、前年比1億6,843万4,000円の増を起因として、前年比1億8,682万7,967円、伸び率では214.7%の増となりました。

土木費は、吉賀町地域優良賃貸住宅七日市団地建設費1億3,346万6,049円増を主要因として、道路維持費、前年比1,215万2,000円の増、除雪費1,347万円増、七日市排水路整備事業費4,627万4,760円などにより、前年比2億2,569万3,702円の増額、伸び率は61.1%となりました。

消防費は、消防無線のデジタル化に伴う負担金3,042万円増を主な要因として、前年比

1,655万1,188円の増額です。

教育費は、学校給食半額補助金1,204万5,000円、七日市小学校施設整備事業費2億6,101万4,602円を主な要因として、2億9,758万2,948円の増、伸び率70.1%となりました。

災害復旧費は、平成25年7月の豪雨災害復旧工事実施によるものです。前年比1,184万9,782円の減額となりました。

公債費は、償還利子の減により917万6,096円の減となっております。

次に、平成26年度小水力発電事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書は128ページからです。参考資料は4ページをごらんください。なお、これから御説明を申し上げる会計につきましては、平成26年度事務報告書では126ページから記述がございますので、ごらんいただきたいと思います。

では、小水力発電事業ですが、歳入決算額が3億9,281万5,329円、前年比で3億6,195万9,724円、1,173.1%の増であります。歳出決算額は3億9,231万5,329円、前年比3億6,195万9,581円、1,192.4%の増となりました。

歳入ですが、平成26年7月7日から発電停止にしたことで売電量が1,294万5,263円の減、繰入金が発電施設改修工事により3億7,661万3,362円の増となっています。繰り入れの内訳は小水力発電事業基金から2億817万9,000円、一般会計から1億7,671万6,000円となっています。歳出では、総務費の発電施設改修工事費3億7,858万円が特筆すべき事業となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の説明を申し上げます。決算書では135ページからと、参考資料では4ページをごらんください。

歳入決算額が8億4,021万7,349円、前年比で8,952万505円、9.6%の減であります。歳出決算額は8億2,722万921円、前年比8,733万5,467円、9.5%の減となりました。

歳入の増減要因ですが、国民健康保険税は被保険者数の減少及び所得の減少が影響をして、1,092万8,062円の減、国庫支出金は医療費の減少により3,742万5,345円の減、療養給付費交付金は退職者医療被保険者数の減少による医療費の減、療養給付費交付金は退職者医療被保険者数の減少による医療費の減等により、3,247万7,000円の減、前期高齢者交付金は2,813万9,855円の増となっております。

歳出ですが、参考資料5ページ、一番下のグラフを見ていただくとおわかりのように、歳出総額の約7割を占める国民健康保険の保険給付費は医療費の減により前年比7,252万9,572円の減となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業決算の説明を申し上げます。決算書では152ページから、参考資料は6ページをごらんください。

歳入決算額は9,420万1,570円で、前年比344万6,591円、3.8%の増です。歳出決算額は9,374万8,480円、前年比341万8,001円、3.8%の増となっております。

参考資料7ページの対比グラフをごらんになるとおわかりのように、歳入歳出ともに特段大きな年度格差はございません。保険料につきましては、被保険者数が前年度対比で18人の減となりましたが、1人あたりの保険料調定額が303円の伸びとなったことで前年比2,970円の減にとどまっております。

次に、介護保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書では160ページから、参考資料では6ページをごらんください。

歳入決算額は10億3,474万6,891円で、前年比で歳入は637万8,498円、0.6%の減、歳出決算額は10億3,403万9,484円、前年比581万9,668円、0.6%の減となりました。

歳入ですが、保険料は被保険者数が13人増となったことで、保険料収入も連動して121万3,260円の増、国庫支出金、県支出金は歳出の項目の保険給付費及び地域支援事業の支出額に応じて交付されるものです。

歳出ですが、保険給付費は居宅サービス対象者が減少したものの、施設サービス対象者が増加したことにより、給付費が増となりました。また、水中運動事業などの介護予防事業への取り組みにより、地域支援事業費が前年比330万3,100円の増となっております。

次に、簡易水道事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書では177ページからです。参考資料は8ページをごらんください。

歳入決算額が4億5,405万3,909円で、前年比4,324万2,975円、8.7%の減、歳出決算額は4億5,184万6,207円、前年比4,437万7,067円、8.9%の減となっております。

歳入ですが、歳出の委託料や工事費などの水道事業費が前年比約4,400万円減となり、それに連動して繰入金や国庫支出金も前年比で減額となりました。

歳出ですが、簡易水道事業費は工事費と委託料の減により、前年比3,310万4,630円の減額となりました。

次に、下水道事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書では186ページから、参考資料では、同じく8ページの中段をごらんください。

歳入決算額が4億4,928万5,067円、前年比で1億3,303万1,474円、

42.1%の増、歳出決算額は4億4,825万7,466円、前年比1億3,306万4,984円、42.2%の増となっております。

歳入ですが、一般会計繰入金は648万1,000円の増、使用料及び手数料は水道料の料金に応じて支払う従量料金の使用料がふえたことで103万3,132円の増、国庫支出金は下水道工事費の増によりまして5,947万2,300円の増、町債は下水道施設整備債の借入により6,620万円の増となっております。

歳出ですが、下水道事業費は七日市地区下水道工事費の増により1億3,866万9,814円の増、公債費は町債の償還費の減によりまして560万4,830円の減となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書では195ページからです。参考資料は8ページ下段をごらんください。歳入決算額が7,378万9,479円、前年比861万7,750円、13.2%の増で、歳出決算額は7,326万5,505円となり、前年比870万517円、13.5%の増となっております。

歳入ですが、管路事業費などの増により一般会計繰入金は2,049万6,000円の増となっておりますが、繰入金がふえることで一番下の欄の町債を逆に1,130万円の減額となりました。

歳出ですが、管路及び処理施設の台帳作成による委託料などの事業費がふえたことで、農業集落排水事業費は1,837万5,640円、100.5%の増、町債の償還利子の減により公債費が967万5,123円の減となっております。

次に、実質収支に関する調書の説明を申し上げます。決算書では202ページからでございます。

202ページの一般会計ですが、一般会計は1番の歳入総額から2番の歳出総額を引いた3番歳入歳出差し引き額4億7万8,000円ですが、翌年度への自主財源の繰り越しが1億5,163万7,000円ありますので、実質収支額は2億4,844万1,000円となります。

続いて、右ページの小水力発電事業、203ページの国民健康保険事業、後期高齢者医療、204ページ、介護保険事業の各会計におきましては、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

204ページの右側、簡易水道事業は歳入歳出差引額は220万8,000円ですが、翌年度へ繰り越す額は110万7,000円ありますので、実質収支額は110万1,000円となります。

同様に205ページの下水道事業につきましても3万7,000円の繰越額がありまして実質収支額は99万1,000円となっております。

次に、財産に関する調書の御説明を申し上げます。206ページをお開きください。それでは、土地建物の異動について御説明申し上げます。まず、土地ですが、一番左の端に、縦書きで1、

行政財産、2、普通財産の欄がありますが、その2の普通財産の宅地の欄、2,993.29平米の減が示されてありますが、これはサンロード備中屋からの土地寄付による増加とJA西いわみへのカントリーエレベーター敷地の売却による減を相殺した数値がこちらに上がっております。

次に、建物の増減ですが、1の行政財産の木造の158平米の減という記載がございます。これは、旧観光クラブ解体によるもの、その下の127.90平米は沢田の中原団地5戸の解体と七日市団地5戸の新築分を相殺した数字です。

その下段、149.41平米については、下須自治会館の解体、その下の145平米は小水力発電所の解体です。

次に、右側の非木造の41.8%の増は、福川、蔵木の浄水場建設です。その下の19.55平米は小水力発電所の倉庫解体によるもの、その下の3,481.49平米につきましては、これはサンロード備中屋の建物寄付による増加です。

めくっていただいて207ページ、2番、山林については面積の変動はございませんが、立木は増加率5%で計算しております。(3)物件、(4)有価証券、(5)出資による権利ですが、異動はありません。

めくっていただいて208ページ、2、物品については、単価おおむね100万円以上のものを記載しています。26年度は小型動力ポンプ付積載車1台の増、総合行政ネットワーク機器、給食センター、ゆ・ら・らの備品などが主なものです。

次に209ページの3、債権ですが、この右側の欄の決算年度末現在高は、平成27年3月31日現在の現在高です。特別医療法人石州会設立支援貸付金及び医療法人石州会貸付金は年度内の増減はありません。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金が返済免除により14万8,000円減少し、期間中の貸付金398万円が増となり、年度末現在高が3,416万3,000円となっております。

農地有効利用支援整備事業運営資金貸付金は、土地改良事業の県費負担金を一時的に町は立てかえたものですが、これが210万円の年度末現在高となりました。エポックかきのきむら経営安定化資金貸付金は1,200万円が年度末現在となっております。

次に209ページ、下段ページのほうの4の基金ですが、これも平成27年3月31日現在の現在高であります。平成26年度の出納整理期間中、いわゆることしの4月、5月の増減はふくまれておりませんので、御注意ください。

これ、債権や基金は自治体の財産でありまして、この財産には出納整理期間というものはなく、全て3月31日で経理するように自治法に定めがあるためであります。したがって、平成27年4月、5月に積み立て、あるいは取り崩した平成26年度分の基金の増減は後ほどに御説明する参考資料の中にありまして、ここの中には含まれておりません。



まず、(1)の財政調整基金ですが、国債1万円が満期になりまして、それを基金として積み立てました。それと期間中の利子292万4,000円が増加。(2)の学校基金の立木は、1年増加率5%で推計しています。(3)国民健康保険事業から(4)減債基金、右側の(5)ふるさと創生基金、(6)土地開発基金、(7)地域福祉基金、これは利子のみの増加、(8)ふるさと・水と土保全対策基金は利子が短期間のため増減なしとなっております。

めくっていただいて210ページ、(9)人材育成基金、(10)介護給付費準備金は利子分の増です。(11)小水力発電事業基金は全額取り崩しました。(12)興学資金基金は利子分の増です。13番、まちづくり基金は利子772万3,000円と新たな積立6,890万円、合計7,662万3,000円を積み立てました。ふるさと応援基金は利子と積み立てで217万8,000円の増。

以上で、本年3月末日で基金の合計額は39億1,244万2,000円となります。

次のページからは参考資料としまして、債権と基金の出納整理期間中の異動を含めた平成27年5月31日現在の現在高を記したものです。

まず、債権ですが、上から2つの石州会関連の貸付金は、償還に伴い年度末現在高が減少しております。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金は償還が758万7,000円、免除が14万8,000円、貸し付けが398万円で、年度末現在高は3,409万9,000円となっております。

農地有効利用支援整備事業の現在高は210万円、森づくり協議会はゼロ、エポックかきのきむらは1,200万円が年度末現在です。

次に、基金ですが、26年度出納整理期間中、いわゆることしの4月から5月末日に動きがあった基金についてのみ御説明します。

まず、(1)の財政調整基金は1億744万7,000円を積み立てし、年度内に積み立てた1億円とあわせて合計2億744万7,000円を積み立てました。(5)ふるさと創生基金は2億3,050万9,000円を取り崩し、10番、介護給付費準備基金は2,200万円を取り崩し、13番、まちづくり基金は3,730万円を取り崩し、14番、ふるさと応援基金は118万4,000円を取り崩しました。これにより、本年5月末日の基金合計額は37億2,889万6,000円となりました。

以上で、平成26年度決算書の説明を終わらせていただきます。

○議長(安永 友行君) 以上で、詳細説明が終わりました。

ここで10分間の休憩をします。

午前10時07分休憩

.....

午前10時18分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

上田代表監査委員に出席をいただいております。ここで平成26年度吉賀町各会計決算審査意見について、代表監査委員よりの報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） おはようございます。代表監査委員の上田でございます。

去る8月4日から9月4日までの16日間、議選の藤升議員とともに平成26年度吉賀町の各会計の決算について審査いたしました。本日は、9月4日に吉賀町長宛てに審査意見書を提出しておりますので、その意見書を読み上げまして、議会の報告とさせていただきます。

なお、別紙につきましては、要点のみ御説明申し上げて、御報告とさせていただきますので、了解いただきたいと思います。

それでは、1ページを開いていただけますでしょうか。平成26年度吉賀町各会計決算審査意見書、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成26年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算及び附属書類について審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記、1、審査の期間、平成27年8月4日から平成27年9月4日までの間、16日間。

2、審査の対象、平成26年度吉賀町一般会計歳入歳出決算書並びに附属書類、平成26年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算書、平成26年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成26年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成26年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、平成26年度吉賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、平成26年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算書、平成26年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。

3、審査の方法、（1）決算内容と提出を受けた決算関係資料、証拠書類等との照合。（2）各課及び教育委員会、委託事業、単独事業等をその全てについての審査は不可能なため試査を実施し、50件を抽出審査対象とした。（3）審査の内容については、試査抽出の範囲に主体を置いた。

4、審査に当たっての留意点、（1）共通事項、決算書、決算事項別明細書及び附属書類について計数に誤りはないか、財政運営、財産管理は適切に行われているか、予算の執行は関係法令に従い、効率的になされているか等に主眼を置いた。（2）歳入については、①収入成績、②予算の執行率の著しく増減している科目について、その原因調査、③違法、不当な収入の有無、④未納整理の状況、（3）歳出、①違法、不当な支出の有無、②目的どおり適正執行されているか、③怠慢なく効果的に執行されているか、（4）その他、①実質収支に関する調書の確認（毎月実施している例月審査を含む）、②公有財産（有価証券、出資証券、物品、債権、基金）に関する確認、③各種契約締結上の適否審査、④各財政援助団体の決算書における町補助金の収支経理状

況の審査。

5、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び付属書類等の計数は、それぞれの関係諸資料及び証拠書類等と照合した結果、誤りはなく適正なものと認めた。

6、審査意見、審査の結果について、その意見は別紙、決算審査意見書のとおりである。

それでは、続きまして、3ページからの決算審査意見について、主な点のみご説明申し上げます。

まず、決算の総括でございます。先ほど青木出納室長の説明もありましたので、重複を避けるために簡単に御説明をさせていただきます。

各会計の歳入歳出状況につきましては、表の1にまとめてございますので、これをごらんいただきたいと思っております。

先ほど、説明にありましたが、歳入歳出とも前年度に比べてふえております。それから、町債につきましては、今年度の発行額は10億9,800万円、償還は、元金が11億3,100万円、繰り上げ償還分を1億1,000万円を含んででございますが、あと利子1億4,300万円で26年度末現在高は3,300万円少ない107億3,200万円となっております。

次、4ページでございます。財政状況、主な財政指標については表の2を参照いただきたいと思います。このうち、将来負担比率、早期健全化指標の比率は350%となっており、平成26年度は26.2%、平成25年度に対して5.1ポイント増となっております。

実質公債費比率の3カ年平均につきましては、町村合併以後、連続して下がっており、平成25年度より1.8%改善し、県内平均を7.8%下回って、逐次改善の傾向にあると認められます。

それから、経常収支比率につきましては、平成26年度は85.6%で、前年度より3.8%上昇いたしました。県内平均を2.2ポイント下回っております。

それから、積立金現在高比率につきましては、平成25年度より4.6ポイント下がっており、合併算定がえ終了を控えて、さらに努力をされたいというふうに意見を付しております。

それから、地方債現在高比率ですが、繰り上げ償還はしておりますが、新規発行額10億9,800万円と前年度より3億9,100万円ほど増加しております。したがって、平成25年度0.9ポイント上昇しておりますが、平成25年度の県内町村平均76.9ポイントを大きく下回っているという状況でございます。

次に6ページから、各一般会計の状況について表を含めて掲げております。これにつきましては、14ページまで各一般会計、特別会計ごとに記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それから15ページ、各会計に関する監査状況、これもそれぞれ提出されました決算書、あるいは事務報告書、それから抽出しました資料等、ヒアリング等を通じて意見を述べております。これにつきましても、後でござらんいただけたらと思いますので、これが4ページから22ページまで記載しておりますので、御参照いただきたいというふうに思います。

それでは、23ページでございます。共通事項に関する監査状況について御説明申し上げます。

第1、主用財政指標の推移については、先ほど掲げました表2のとおりであるが、実質公債費率は3カ年平均が、平成25年度の8.8%から7.0%、単年度では平成25年度7.5%から5.9%とそれぞれ改善していると。将来負担比率は、平成25年度の21.1%から26.2%と増加しておると。これは、将来負担額が6,000万円減となりましたが、分母となる控除される充当可能財源が1億8,400万円となったこと等による。経常収支比率は、平成25年度81.8%から85.6%と増加している。経常的支出の増加もあるが、分母となる経常的収入のうち、普通交付税が1億2,700万円減となったことが大きく影響していると。中期財政計画にもあるように、地方交付税の漸減は今後も恒常的に続くものであり、より効率的な財政運営に努められたい。

第2、税金及び使用料等の収入未済額の発生状況は表の21、22、これ25ページから26ページに掲げてあります。のとおりであるが、現年度及び滞納繰り越し分の合計が7,703万6,000円と523万9,000円改善されております。

強制執行、差し押さえを11回実施していると。滞納者の生活を守りつつ債権徴収委員会での横の連携を強化して、公正公平の観点からの日常の努力を進められたい。

第3、抽出監査における事業契約等の締結状況は、表23、28ページのとおりであるが、契約総数306件のうち一般競争入札12件、指名競争入札が59件、随意契約が232件となっていると。随意契約件数が多く、見積もり1社が多いのは、専門性（事由書があります）、や委託業務及び指定管理料等のやむを得ないものと認められると。

第4、一般会計及び特別会計における高額、100万円以上の不用額を生じている科目、その額、執行率は表24、これは29ページから31ページに掲げてありますが、のとおりである。不用総額は一般会計4億7,500万円、特別会計1億700万円であると。科目によっては、やむを得ないものもあるが、予算に対して余り高額な不用額を生じないよう、年度内調整や執行率の向上に努められたい。

第5、基金の状況については、表25、32ページに掲げてありますが、のとおりであり、良好な推移となっている。利息の高い公債を購入する等の対策を講じ、より有利な運用措置を望みたい。

第6、補助金等の交付及び補助事業の執行に関しては、吉賀町補助金等交付規則や関係法令の

規定を徹底するのみならず、補助事業等の目的、内容、効果等を精査するとともに、定期的な事業の検証、評価を行い、より効果的な事業支援につながるよう努められたい。

第6、社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバーですが、については、平成28年1月の制度改正に向け、システム整備や制度周知等の準備が行われているが、情報漏れ防止等の安全対策に十分配慮し、スムーズな制度運用に備えられたい。

次、総括でございます。平成26年度の決算審査を実施し、一般会計、特別会計、共通事項等の監査状況を述べてきたところであるが、評価し、さらに推進すべき点、改善、検討するべきと思われる事項等について、提言として次のとおり総括する。

第1、財務事務は的確に処理されており、決算書並びに各調書等に記載された計数は、これまで指摘した状況や事項を除き正確であると認められる。

第2、例月出納検査については、検査の結果、本年度についても指摘事項は僅少であり、正規取扱いに対する平素の努力を評価したい。

第3、各種帳簿や資料等の数値や文言等については常にチェックを行い、誤りや不信を持たれることのないよう心がけられたい。

第4、自治組織については、地区、地域によって自治に対しての捉え方、かかわり方に大きな差があり、地域の主体性のみならず、依拠をできないところについては特別な手立てを打つことも必要と思われる。

地域の活性化、定住、防災対策など、自治について横断的に検討する内部委員会をつくることも含め、総合的な規模の見直しや再編、連携策等をさらに一歩進めるよう検討されたい。

また、自治振興交付金制度の運用に当たっては、一過性でなく、地域の将来や活性化につながる実効性のあるものとなるよう、常に検証しながら推進されるよう期待したい。

第5、下水道事業については、公共下水、農業、合併浄化槽の3事業で進められて、受益者負担の適正化が図られているが、後年の財政支出の増加への懸念等の問題もあり、将来的に継続される措置について、さらなる対策を構築されたい。

第6、行財政改革については、第2次吉賀町行財政改革プランの実施機関が平成27年3月末をもって終了、その総括がなされていると。参画協働、意識変革、経営基盤の3つの理念のもとに取り組んできた30の実施項目の中には、当初の目的を達成し、次のステップへ移行する等の結果を残した項目もあったものの、総体としては不十分であったと結論づけられていると。この第2次プランの総括で明らかになった課題等については、次期計画の実施に確実に反映され、行財政改革が効率的、かつ町民の信頼に足る行政運営につながるよう、一層努められたい。

以上、決算書、財務諸表、行財政執行状況及び経営管理等の審査に当たっての意見を申し述べ、平成26年度の決算審査意見とする。御多忙の中、多くの資料の提供をいただき、調査やヒアリ

ングに御協力いただいた副町長、教育長並びに各部局長、職員の方々に深く感謝の意を表します。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、代表監査委員さんのほうからの説明は終わり、これから質疑を行います。

なお、この質疑については一括上程をいたしましたので、各会計を述べた上で、一括にての質疑を行ないます。

なお、質疑については、上田代表監査委員もおられますので、これへの質疑もあわせて認めます。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 今の財政報告の上田代表監査委員にお尋ねをしますが、総括の第5で、下水道事業についてに伴いまして、後年の財政支出の増加への懸念も問題もあるとございますが、どのような問題があるのか、教えていただければと思っております。

○議長（安永 友行君） 上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 下水道事業につきましては、施設の老朽化とか、あるいは今合併浄化槽の設置補助金とか補助金を出しておりますが、これがふえることによってかなりコストが高くなることを予想されますので、その辺も含めて、将来的な計画を構築していきたいという意見がございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 23ページの第2のほうですが、税金及び使用料の収入未済額についてなんです、全体から言いまして10%いっていないわけなんですけれども、滞繰をですね、徴収が。ということは、税金というものはある収入に、過去に対してかかってくるわけですが、使用料というのは現在進行形のものでありまして、やはり善意に納税される方、今前納報奨金もありませんが、とは言いましても、我々も準備金を用意して滞納しないように、前納するようにはしておるわけですが、やはり国民の三大義務の中の一つだと思いますし、やはり大切な税源、財源の一つでもありますので、なかなか強制執行するということは忍びないものもありますけれども、やはり税の公平負担という観点に立ちますと、やはりこれ強制執行11回とありますが、方法論をもっともっとして、分割でも入れていただくとかいうふうなこともやはり手段をとって改善をしていただくということについてはどうのお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 税務住民課長のほうで答えをいただきます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えいたします。

公正公平な立場から税の徴収、滞納者に対しての対応というのをしております。去年はここに書いてあるように、強制執行は11回、金額で言いますと、対象のその金額は950万円余りです。それによって徴収できた金額については73万5,000円余りでありました。滞納者について

は、人数的にもかなりおられるわけですが、その都度、税徴収の立場としては預金等の調査も行ったたり、そういうことをしておりますし、高額な方については呼び出し等、対応をさせていただいて納付の誓約というような交渉もしているところです。

その中で、なかなか誓約どおりしていただけない方については、こういった預金等の調査でそういう対象がありますと強制執行のほうをさせていただいているということでありまして、今後ともそういった公正公平な立場での対応はしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 世の中がアベノミクスで景気がいいというのは都会地の一部でありまして、この田舎になりますとなかなか経済効果が生まれていないという現実はありますけれども、やはり本当に善意に払う人、あっても払い渋る人って言い方が悪いですが、あると思うんですよ。

その辺で、やはり税の取り立てというか、納入について、やはりもうちょっと個々に大変だとは思いますが、払いやすい仕組みもつくっていく必要があると思うんですよね。そういったところでもう少し研究を重ねて、税に払っていただく努力を積み上げてほしいと思いますので、これ希望的観測ですが、お願いしておきたいと思います。そうせんと、税に本当に払う人がどうなのかというのは、意識の問題が、やはりそういうものが失墜するというか、下がってきます、意識が下がりますので、そういった影響が及ばないような努力をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 決算審査意見書のことでちょっと代表委員に。4ページの財政状況のこの実質公債費比率が2カ所記載があるんですが、これはちょっとどういうあれかと思ひまして、実質公債費率の単年度、平成25年度1.6ポイント改善しようんぬんと、その下に、4つ目のまた実質公債費率単年度、これはただ単純なるミスでございませうか。

○議長（安永 友行君） 上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） これ単純なミスだと思うんですが、県の調査平均と比較したことをダブって、ダブってと言いますか、一緒に書けばよかったんですが、別に書いてこういうようになったのだと思います。これは、私どものミスでございませうので、この点については大変申しわけないと、おわび申し上げます。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 4ページをお開きくださいませ。中ほどのところ、実質公債比率、単年度、平成25年度より1.6ポイント改善し、逐次改善の傾向にある、引き続き改善に努められたい。

それから、その下、経常収支比率の下でございませうが、同じく実質公債比率（単年度）、平成

25年度より1.6ポイント改善し、県内平均より8.0ポイント下回り、逐次改善の傾向にあると。

この分については、この下のほうの文書の後段を上のほうの文書にくっつけるべきところを、別個に記載したというミスでございます。

そうですね、1.6%改善しというところを、これは誤記ということになります。

○議長（安永 友行君） ちょっと1分間休憩します。

午前10時45分休憩

.....

午前10時47分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま監査委員さんに教えていただきました。4ページの財政状況のほうなんです、中ほどと最初に実質公債費比率、単年度がありますが、その下に財政力指数、経常収支比率のまた下に実質公債費比率、単年度とありますが、下の実質公債費比率の中の、中ほどの県内平均より8.0ポイント下回りというのを、県内平均より8.0ポイント下回りの字句を上の実質公債費率の中の、やっぱり中ほどに、1.6ポイント改善しの後に、県内平均より8.0ポイント下回りを挿入します。移します。それで、上の実質公債費率（単年度）は、平成25年度より1.6ポイント改善し、県内平均より8.0ポイント下回り、ちょっと無理もありますがお許してください。逐次改善の傾向にある、引き続き改善に努められたいというようにし、下の実質公債費比率（単年度）と平成25年度の1.6%改善しと今抜いたのは、逐次改善の傾向にあるは全て削除します。上のほうにまとめるということです。よろしゅうございます。

それでは、平成26年度吉賀町各会計決算審査意見書4ページについては、ただいまお話ししましたように、上のほうに、下の実質公債費比率の字句を一部を写して下を削除するということに変更させていただきます。よろしく願います。

ほかにありませんか。ほかに質疑はありませんか。ないようですがよろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております日程第7、認定第1号から日程第14、認定第8号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、認定第1号から日程第14、認定第8号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。



なお、ここでお諮りをします。決算審査特別委員会の委員につきましては、私議長と議会選出の監査委員を除く9名の委員で構成することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員につきましては、議長、議会選出監査委員を除く9名の委員で構成することと決定しました。

なお、正副委員長につきましては、後日互選をいただき、決定をします。

---

### 日程第15. 報告第3号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第15、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、御報告を申し上げます。

報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。平成27年9月11日提出、吉賀町長中谷勝。

健全化判断比率でございます。実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率につきましてもございません。実質公債費比率7.0%、将来負担比率26.2%、括弧書きにつきましては、早期健全化基準でございますので、これを超えている場合は、健全計画等をつくる必要があるのではないかということでございます。

資金不足比率、特別会計の名称でございます。簡易水道事業特別会計ございません。下水道事業特別会計につきましてもございません。農業集落排水事業特別会計につきましてもございません。

以上でございます。これにつきましては、監査委員のほうからまた監査報告がございますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） なお、担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての詳細説明をさせていただきます。

参考資料の11ページをごらんいただきたいと思います。

そちらのほうにそれぞれの説明等が書き加えてありますので、まずその点を説明いたしたいと思います。

まず、健全化判断比率ですけれども、これにつきましては、毎年度4つの健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率について、監査委員の

審査に付した上で議会に報告することとなっております。

資金不足比率につきましても、同じように、簡易水道事業、あるいは下水道事業、農業集落排水事業等の公営企業ごとに、資金不足比率について監査委員の審査に付した上で議会に報告することとなっております。これに基づいて、本議会に報告するものでございます。

まず、健全化判断比率についてですけれども、実質赤字比率については、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する実質赤字額の比率ですけれども、これについては平成26年度決算においては実質収支が黒字ですので、実質赤字比率は生じません。このためにハイフンで表示をしているところでございます。

それから、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の決算額を合算して、地方公共団体全体を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率ですけれども、これについても、平成26年度決算においては、全会計を対象とした実質収支が黒字ですので、連結実質赤字比率は生じておりません。このためにハイフンで表示をしているところでございます。

続きまして、資料12ページの実質公債費比率です。これは一般会計等が負担する元利償還金と特別会計や一部事務組合への支出のうちで、元利償還金に対する支出等を意味する準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年平均をあらわすものです。

自治体の財政規模に対して、借金の償還である公債費が、どの程度負担になっているかを数値化したものであります。ここに掲載してありますように、今回算定した実質公債費比率は、平成24年度から平成26年度までの3カ年の平均で7.0%となっており、早期健全化基準の25%を下回っているところでございます。

資料の18ページのところに、他団体等との比較の数字も載せております。平成22年度からの推移も載せておりますけれども、下から5行目のところに比率を示しているところです。年々改善しているところが見てとれると思います。その下の全国平均とほぼ同じような比率となっているところでございます。

資料の12ページに戻っていただきまして、次に、将来負担比率についてです。この比率につきましても、一般会計等が将来的に負担をする負債額から、その償還に充てることができる基金等を控除した額の標準財政規模等に対する比率を言います。自治体の財政規模に対して、借金などの負債の現在高がどの程度残っているかを数値化したものとなっております。

こちらに掲載がありますように、将来負担額であります記載の①から⑧の合計額から充当可能基金、あるいは充当可能の特定財源、基準財政需用額、参入見込み額を控除した金額を分子として、標準財政規模から基準財政需要額に算入された元利償還金の額を控除した金額を分母にして算定を行います。

その結果、比率が26.2%となって早期健全化基準であります350%を下回っているところ

ろでございます。

こちらも同様に資料19ページのところに経年の推移とほかの団体との比較の表がございます。同じくしたから5段目のところに、将来負担比率という記載がございます。こちらのほうも年々改善しているところですが、今回は若干上がっております。こちらについては、先ほど監査報告のほうでもありましたけれども、基金の取り崩し等によって若干分母が小さくなったことで数値が若干上がっているところがございます。全国平均と比較すれば若干低い比率となっているところがございます。

次に、資金不足比率についてですが、算定の方法につきましては、資料の12ページのところで記載のとおりでございますけれども、公営企業会計における資金不足額の公営企業の事業規模である料金収入に対する比率でございます。本町におきましては、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、全ての事業において収支が黒字となっておりますので、資金不足比率は生じておりません。このためにハイフンで表示をしているところでございます。

以上で、報告第3号の詳細説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

**○議長（安永 友行君）** 以上で、課長よりの詳細説明が終わり、上田代表監査委員より財政健全化審査意見及び資金不足比率審査意見が出されておりますので、その報告を求めます。上田代表監査委員。

**○代表監査委員（上田 重夫君）** それでは、財政健全化及び資金不足比率について御報告申し上げます。

9月4日に吉賀町長宛にそれぞれ意見書を提出しておりますので、それを読み上げまして御報告とさせていただきます。

平成26年度吉賀町財政健全化審査意見書、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成26年度吉賀町財政健全化判断比率について審査をしたので、その結果について別紙のとおり意見書を提出いたします。

裏面のほうをごらんください。

平成26年度一般会計財政健全化審査意見書。

1、審査の概要、この財政健全化審査は、平成26年度決算に基づき町長から提出された健全化判断比率及びその算定と基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されてるかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（1）総合意見、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。下の表をごらんいただきたいと思ひます。

（2）個別意見、（ア）実質赤字比率について、平成26年度実質赤字比率は、収支が黒字で

あるため数値は示されていない。(イ) 連結実質赤字比率について、平成26年度の連結実質赤字比率は、収支が黒字であるため数値は示されていない。(ウ) 実質公債費比率について、平成26年度の実質公債費比率は7.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。(エ) 将来負担比率について、平成26年度の将来負担比率は26.2%になり、平成25年度に比し5.1ポイント上がっているが、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上。

次に、吉賀町特別会計資金不足比率審査意見書でございます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成26年度吉賀町特別会計資金不足比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出いたします。

裏面のほうを参照ください。

平成26年度特別会計資金不足比率審査意見書。

1、審査の概要、この資金不足比率審査は平成26年度決算に基づき、町長から提出された資金不足判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、(1) 総合意見、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表が記載してあるものでござらんいただきたいと思います。

(2) 個別意見、(ア) 簡易水道事業特別会計について、平成26年度の資金不足比率は不足額がないため数値は示されていない。

(イ) 下水道事業特別会計について、平成26年度資金不足比率は、不足額がないため、数値は示されていない。

(ウ) 農業集落排水事業特別会計について、平成26年度の資金不足比率は、不足額がないため、数値は示されていない。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長(安永 友行君) 以上で、代表監査委員の報告が終わりました。報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率についての質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(安永 友行君) ないようですので、質疑なしと認め、質疑は終わり、本案は報告をもつ

て終了といたします。

---

### 日程第16、報告第4号

○議長（安永 友行君） 日程第16、報告第4号議会委任による専決処分についての報告を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、報告第4号でございます。議会委任による専決処分の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成27年9月11日提出、吉賀町中谷勝。

1ページをお開きください。専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決する。平成27年7月14日、吉賀町長中谷勝。

記、損害賠償の額を定めることについて、1、損害賠償の額、4万5,360円、2、損害賠償の相手方、吉賀町内、法人、3、事故の概要、平成27年4月11日午前8時45分頃、吉賀町斎場の入り口のり面を刈り払い機で草刈り中に飛び石が発生し、国道を通行中の相手方トラックの左側ドアを損傷させたというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

報告第4号議会委任による専決処分についての質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 1点確認をさせていただきます。これ、草刈り中の飛び石ということですが、金額の少ない多いは別としまして、この法人の方が作業中のことであるんですが、明らかに本人のミスであるのか、あるいは偶然な出来事なのか、その辺についてはよく確認をされていたんでしょうか。

と言いますのが、今後のこともありますので、例えば、委託をしていた場合でも明らかに作業をされた方のミスと、過失と認められないについても専決処分をされるのかどうか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

今回のケースは、斎場の入り口の国道を通行をしておられた相手方の車なんですけれども、こちらの車に草刈り作業をしておった石が飛び跳ねていって当たったというものでございまして、全く運転のほうに通行を、普通に走っておられたということで、運転者の方の過失はございませんでした。

その辺のことは保険会社のほうともいろいろとやりとりがありましたけれども、明らかにゼロ

対100ということで、取り扱いをさせていただいたところでございます。それに基づく示談書を相手方と締結をして、今回の補償額の支払いと、修理費についてですね、補償額をお支払いするというところでございます。

専決処分につきましては、これは6月の議会で制度をつくっていただきましたけれども、50万円未満については専決で行っていいということでありましたので、それに基づいて今回専決処分として報告をさせていただくものでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 運転される車に過失がないというのは当然のことだと思いますけれども、斎場という公共の場でもありますので、多分1人で草刈りをされておったんだと思いますけれども、今、業者の方もひもでやる場合は、ある程度の飛散を防ぐネットとかいろんな方法を持ちながら、2人か3人でやっておられます。その辺のところを、賠償すればいいというもんでもないと思いますので、もうちょっと指導がいるんじゃないかと思えますけど、どのように考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

現在の管理人さん、今5年ぐらいになるんですか。その間で初めての出来事ということと申しますか、見ていただいたらわかると思うんですが、管理人さん、かなりあの急なところをきれいにひもで刈っていただいております。そういう中で、偶然起こったことでありまして、その事件発生以降はひもから刃のほうにかえて当面やっております。また、その斜面について、いろんな刈らんでも済むような方法もいろいろ考えて指示、町長からの指示もありましたので、今検討しているところですが、当面は刃のほうで刈って飛散がないような状態に今しているということでもあります。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） たまたま車が通りかかったわけでございますけれども、人であったらまた大変なことになりますので、そこはシートを張りたいという起案が上がってきたので、シートよりは斎場なので、いわゆる芝桜のような花等を植栽することを検討しなさいということを提案しております。

それまでは、今課長が申しあげましたように、あそこ管理人2人いらっしゃいますので、1人が防護をされるか、またはそういったものを置きながら草を刈るかというようなことも検討させていただいて、二度とこういうことがないようにしたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 先ほど、総務課長にお答えいただいたんですけど、私が聞いたの

は、走行中の運転の過失ではなくて、作業する方が明らかに過失があった場合についての損害補償についても町がしなければならないのかということをお聞きしたわけです。こういうことが、今ないと思うんですが、今後のこともありますので、作業の方が、あくまでもその方のミスで起きた事故に関しても町が補償しなければならないのかということをお聞きしたわけです。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 町の施設に対する責任ですので、その辺の責任は問われると思えますけれども、ただ金額の判定に当たっては、その辺のところは過失ありだよといったことが出てくる可能性はあると思えます。一概にいくらということはよう言いませんけれども、基本的には町の施設で相手に損害を与えるということで、町に賠償責任は来ますので、そういうことになろうかと思えます。

ただ、やられとった方との過失はまた別の問題になろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、本案は報告をもって終了いたします。

ここで10分間休憩をします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時26分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、上田代表監査委員については関係の日程が終了しましたので、退席されましたので、おつながりしておきます。

---

#### 日程第17. 議案第82号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第82号新町建設計画の全部変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております議案第82号新町建設計画の全部変更について、新町建設計画の全部を別紙のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により議会の議決を求める。平成27年9月11日提出、吉賀町長中谷勝。

これにつきましては、担当いたしております企画課長のほうから御説明申し上げますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課長の深川仁志です。議案第82号新町建設計画の全部変更についての詳細説明をいたします。

本議案は市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき、合併前に作成された新たなまちの基本計画、新町建設計画を変更しようとするものです。

東日本大震災に伴い制定されました地方債の特例に関する法律の規定により、合併市町村に対する適用期間が10年度から15年度に変更されたため、この計画期間を変更し、あわせて基礎数値等の見直しを行いましたので、全部を改正することといたしました。

改正の主な概要でございますが、1点目が計画期間につきまして、平成27年度までを平成32年度までに変更すること。2点目としまして、人口等の数値につきまして、各種調査により確定しているものはこの数値に変更。将来数値につきましてはこの確定値を基礎とした推計値に変更すること。3点目としまして、財政計画の数値を平成25年度までは確定値に、26年度以降はこの確定値を基礎とした推計値とすること。

以上、大きく3点について変更したものでございます。

新旧対照表やそれぞれの項目の内容につきましては、前回行われました全員協議会におきまして詳細説明を行っておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

以上で詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 人口、または将来推計等についても新しいデータで書き換えられております。吉賀町の面積等につきましても最新の情報をもとに書き換えられておりますので、よく準備されたと思います。ただ、最初に、1ページにあります、1ページの一番下に有機農業についての説明がございます。これにつきましても、今、町では有機農業推進計画というものをつくっております、その中で規定をする文言とあわせたほうがいいのかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 質問についてお答えいたします。

現在、1ページにあります有機農業の表現につきましては、当初のものをそのまま使っているところがございます。有機農業の別添計画等との調整は行っておりませんので、今行ってないということをお答えいたします。



○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この議会中に検討されるか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） この内容につきましては、島根県と既に事前協議を行った上で議会のほうに提出をされています。ちょっと島根県のほうとも確認いたしまして、後ほどお答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 24ページに主要施策というものがございまして。このうちの上から3段目の③障害者が地域の中で一緒に暮らせるまちづくりというふうにあります。県のほうもこの「障害者」の「がい」というものについて大分かえてきていると思いますが、吉賀町においてはひらがな表記にこの間してきたという経緯もございまして、この分についてはどのような判断でしたか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） この件につきましても、先ほどの例と同様、島根県のほうと協議いたしまして回答をさせていただきたいと思っております。

この文字につきましては、確かに吉賀町においてはひらがなの表記としておりますので、できるだけこれにあわせるように協議をしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。ないようですので、よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで日程第17、議案第82号新町建設計画の全部変更についての質疑は保留しておきます。

---

### 日程第18、議案第83号

○議長（安永 友行君） 続いて、日程第18、議案第83号請負契約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第83号でございます。議案第83号請負契約の変更について、下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。平成27年9月11日提出、吉賀町長中谷勝。

記、1、契約の目的、平成26年度七日市下水道推進工事、2、契約の方法、一般競争入札における文書契約当初でございます。3、契約金額、変更後7,789万5,000円、税込みでござ

ございます。変更前が7,286万3,280円、503万1,720円の増額というものでございます。4、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町七日市831番地、有限会社佐々木建設、代表取締役佐々木富隆でございます。

詳細につきましては、担当いたしております建設水道課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第83号請負契約の変更について詳細説明をさせていただきます。

定例会の参考資料のほうの20ページをお開きください。工事名につきましては、平成26年度七日市下水道推進工事でございます。平成26年度より繰り越し事業で工事をしております。工事場所につきましては、吉賀町七日市地内、工期につきましては、平成26年8月13日から平成27年9月30日でございます。

主な工事の変更内容でございます。本工事につきましては、平成26年の12月の議会におきまして変更契約の議決をいただいております。そのときにエースモール工法、下水道の排管の推進工法でございますけれども、それからパイプリターン工法に工法を変更して推進工事を施工してまいりました。

その際、路面を削孔して薬液を注入することになります。このため、削孔と薬液の注入圧により舗装にクラックや浮き上がりが見られまして、今回、施工しました区間につきまして、当初見えておりませんでした舗装の全面復旧が必要となりました。

また、推進工法を行う上で、工法を変更して行ったわけですが、かなり土質が悪く、条件が悪かったために、計画しておりましたより大幅に日数がかかりまして、この間、交通誘導員がかなりの数増加をいたしました。この点等が主な変更点でございますけれども、それによりまして503万1,720円の増額とさせていただきたいということでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 工事日数が増加したため交通動員の数量も大幅に増加となったとありますが、これに関して大幅に、要は日数がふえたということでそれが適正なのかどうか、その辺についてどのような収支をされたかをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 実質、当初設計ですね、交通誘導員を130人設計で見えておりました。それで、その参考資料のところに、日進量が計画1.5メートルが1日当たりということで書いておりますけれども、実質計算をすると0.8メートル程度しか進めなかったという状

況がございました。さらに機械等が破損をいたしまして、また新たな機械を持ってきたりとか、そういった状況がございまして、実際に交通誘導員が舗装も含めてでございますけれども、全体で126人の増ということで、約倍近くになってしまったということでございます。これにつきまして、かなりの増額になったということでございます。

当初、エースモール工法からパイプリターン工法に工法変更したときにも申し上げたんですけど、地質条件がかなり、予想以上に悪かったということで、致し方ないところかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第18、議案第83号請負契約の変更に  
ついての質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第19 議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第84号動産購入契約の締結についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第84号動産購入契約の締結について、下記物件について購入契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第3条の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月11日提出、吉賀町中谷勝。

記、1、契約の目的、平成27年度吉賀町バス購入事業、2、契約の方法、一般競争入札による文書契約、3、契約金額、811万8,700円、うち消費税が59万5,271円であります。4、納入期限、平成28年3月21日、5、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町六日市462番地1、有限会社六日市石油店、代表取締役小谷川洋三でございます。

詳細につきましては、所管いたしております総務課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長の詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第84号動産購入契約の締結について、詳細説明を行います。参考資料の21ページをごらんいただきたいと思います。

今回、更新いたします町のバスですけれども、現在のバスが平成10年度に購入したもので、こ  
ととして17年を経過いたします。現在、28万7,000キロぐらいを今走行しております。現  
在、ちょっと高速で走っているとハンドルがふれたりというような不具合が生じておりますけど  
も、原因がなかなか特定できていないということで、遠方への運行を控えさせていただいておる

ところでございます。

今回、購入しますバスにつきましてはごらんのとおりでございまして、納期限につきましては、平成28年の3月21日、主な仕様として、車名は日野のリエッセII EXタイプという分でございます。オートマチック車で定員は29人乗り、使用燃料は軽油で、特別仕様として電動補助ステップ付自動ドア、バックギア連動バックアイカメラ及びモニター等を設置することとしております。

入札につきましては、その下に入札結果調書がついておりますけれども、一般競争入札によりまして8月24日に入札を行いまして、その結果、消費税込みの予定価格896万4,000円に対しまして、有限会社六日市石油店が消費税込み811万8,700円で落札をしたところでございます。

この入札につきましては、消費税が含まれるものと含まれないもの、両方が混在しておりますので、消費税込みの入札とさせていただきますところでございます。

以上で動産購入契約の締結についての詳細説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この日野のリエッセII EXなんですけども、排ガス規制についてはどの基準をクリアしているかわかりますか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） ちょっと調べさせていただいて、後ほどお答えさせていただきます。済みません。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 今、藤升君が質問をされたんと関連するかもわかりませんが、ゆ・ら・らでバスを購入したと思いますが、それと同じような附属品等ですか。当然ついているものだと思いますが、このことについても調べていただきたいと思われていますが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。資料のほうで、日野リエッセEXと書いてありますけど、ゆ・ら・らで購入したのはGXというタイプでして、若干グレードが違いまして、標準的に装備されているものと装備されていないものが若干ございます。今回のほうがどちらかといえば標準装備が多いんですけども、だからといって大きく違うところがございませんで、ゆ・ら・らのほうも特別仕様としてそういったものをつけるようにしていますので、もうほとんど内容的にはかわらないと思われています。思われますというか、ほとんどかわりませんで。若干細かいと

ころで違うところがございますけども、内容的にはほとんどかわりません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第19、議案第84号動産購入契約の締結については、質疑は保留しておきます。

---

### 日程第20. 議案第85号

○議長（安永 友行君） 続いて、日程第20、議案第85号動産購入契約の締結についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第85号動産購入契約の締結について、下記物件について購入契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第3条の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月11日提出、吉賀町中谷勝。

記、1、契約の目的、平成27年度小型動力ポンプ付積載自動車購入事業、2、契約の方法、指名競争入札による文書契約、3、契約金額、820万5,840円、うち消費税が60万7,840円でございます。4、納入期限、平成28年2月26日、5、契約の相手方、島根県益田市あけぼの東町14の15、株式会社出雲ポンプ、代表取締役出雲正樹でございます。

詳細につきましては、同じく総務課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第85号の動産購入契約の締結についての詳細説明をいたします。参考資料の22ページをごらんいただきたいと思います。

まず、今回更新いたします車両について申し上げたいと思います。今回更新しますのは、消防団の第4分団第1部朝倉地区に配置する車両でございます。当初予算の資料では、立河内地区というふうに配置するというふうに記載しておりましたけども、当初予算の説明のときにもふれましたけども、立河内地区においては、今消防車庫の移転を計画中でございますので、その立河内地区の消防車庫の消防車については、移転後に、車庫の移転後に更新を計画したいということで、次に古くなっております朝倉地区の車両を更新することとしたところでございます。

現在、朝倉地区に配置した車両は、平成6年度に購入したもので21年度を経過しておるものでございます。購入に対しての財源は、対象内の経費については国庫補助であります石油貯蔵施設立地対策等補助金を355万1,000円充当いたします。残りについては過疎債で対応いたします。

ただ、起債の対象にならない少額の備品等については、一般財源というふうになるかと思えます。

納期限につきましては、平成28年の2月26日、主な仕様は、シャシは消防自動車用専用シャシ、キャabinはキャブオーバー型ダブルシート、定員は前後おのおの3名で6名、積載するポンプについてはB-3級の小型動力ポンプということにしております。

入札結果につきましては、下のほうに入札結果調書が記載してありますが、4業者を指名をいたしまして8月24日に入札を執行し、その結果、消費税抜きの予定価格760万円に対しまして株式会社出雲ポンプが759万8,000円で落札したところでございます。これに消費税を加算した820万5,840円で仮契約を締結するところでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） この消防自動車については、予定価が税抜きで、その一つ前のバスは税込ということで、予定価がまちまちなんですが、何かその辺での理由はあるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

入札では一般的には消費税を抜いた金額でやるのが通常でございます。先ほど、バスのところで申しましたけれども、このバスの購入には消費税がかからない部分が、重量税とかそういったものは消費税の対象になりませんので、そのかかるものとかからないものが混在しているということで、バスの場合には消費税込みの価格で入札を執行させていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 1点お聞きします。この車両は普通車になるんですが、昨年更新時は軽のほうも消防車のほうにかわりつつありますが、その理由は消防団員の減少ということで、4名しか軽は乗れないわけなんですが、団員が少ないのに普通車にしてもむだだということで、軽の、軽車両のほうに消防車がかわりつつあるんですが、消防団からの意見としては、やはり今更新前はほとんど普通車でありますので、消防団の意見としては、軽車両よりも普通車のほうが望ましいという意見が続出しておりますが、その辺について地元の団員から普通車のほうが望ましいという意見が出れば普通車のほうにさせていただけるんでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

消防自動車の更新につきましては、今消防団の方針としては、コミュニティ消防センターがあ

るその各分団の中核のところについては、更新については普通車と、それ以外のところについては軽車両で更新という、これ消防団の中での決まりごとがありますので、それに基づいて、今車両の更新も計画しているところでございます。

したがいまして、今回のこの朝倉については、その方針に則っても、コミュニティセンターのある中心のところでございますので、普通車による更新を今回計画したところです。

来年以降のところについては、まだ具体的にどこということを持っておりませんが、その辺のところは消防団の会議の中でも消防団としての方針の見直しなり、そういうことがあるのなら軽をまた普通車ということも検討していきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、これで日程第20、議案第85号動産購入契約の締結についての質疑は保留をしておきます。

ここで昼休み休憩とします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、昼休み休憩に引き続き午後の会議を開きます。

#### 日程第21. 議案第86号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第86号訴えの提起についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは議題となりました議案第86号でございます。訴えの提起について。次のとおり、訴えの提起をしたいので地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成27年9月11日提出、吉賀町長、中谷勝。

1、訴えの相手方。島根県鹿足郡吉賀町内在住者。

2、訴える内容。相手方が町所有の島根県鹿足郡吉賀町蔵木地内の一部町道の占有を妨害しているので、所有権の確認及び妨害排除、妨害予防の請求を求める。

3、訴えの提起先。松江地方裁判所、益田支部。

4、訴訟遂行の方針。訴訟の進行上、必要があると認める場合は相手方と和解する。

5、提案理由。本件土地は、町道重則親迫線の一部として、町が30年以上にわたり占有、管理してきた。ところが、本件土地について、分筆登記及び所有権移転登記手続がされていなかったため、相手方が所有権を主張し、平成26年12月頃からコーンやコーンバーを置いたり、樹

木を植栽したりし、町道の使用を妨害している。よって、このまま放置しておくことはできないので訴えを提起することとし、本提案をする。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑はありませんか。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案の中で訂正をいただきたいのは、地方自治法、昭和22年の法律第67条と書いてございますけど、これは号に訂正をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ただいま、中谷町長より、議案第86号の訴えの提起について、題目の下ですが、一行目の最後のほうになります地方自治法、括弧内ですが、（昭和22年法律第67条）とあるのを、条を号に訂正の申し入れがありました。それから、括弧閉じる第96条になるんですが、67条の条を号に改めるという申し入れがありました。

このように訂正して異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、議案第86号の題の下のほうですが、括弧内の昭和22年第67条の条を号に改めます。

それでは質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 町と住民との裁判沙汰ということで、余りおもしろい案件ではないと思うんですけど、少し質問してみたいと思います。

30年以上にわたり、町が占用したということですがけれども、分筆登記及び所有権移転登記手続はされていなかったということが書いてあります。こういうことは、他の、道路に限らず、いろいろな面で事例があると思いますけど、町内にもです。

そこで、ここの訴えの内容の中に所有権の確認ということがありますが、30年以上にわたり占用して管理してきたということ、この所有権の確認ということは整合性、そういうのはどのようになるとるかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 若干、先般の全員協議会の中でもお話をしたと思っておりますけども、民法上の規定で時効取得というのがございますんで、それが10年ないし20年という規定が明記してございます。その中で30年以上占用管理してきたところで、町の所有権が認められるというところで、わたしどもの主張をしたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） それと、町と町民の方ということで、ここに至るまでの話し合いとかそういうことで解決はできなかったのかということをお聞きします。



○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） ここに至るまでの経過につきましても、全協でいろいろ御説明をしておりますけれども、平成20年の11月に地籍調査の実施がされたわけです。それから以降、いろいろと経過はあるわけでございますけれども、その辺でいろいろと申し立てをいただいております。さらには、平成26年の10月に相手方のほうから調停を申し立てられまして、その調停も2回開催されて、そこで不成立になったという経過もございます。

その後、先ほどの議案にも書いてございますけれども、現地にコーンなり、コーンバーが設置されたり、一旦停止の標識が撤去された後に樹木が植栽されたといったようなことがございまして、撤去もお願いをしたわけですが、なかなか申し入れていただけないという経過の中で、今回、この議案の提出となったというところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第21、議案第86号訴えの提起についての質疑は保留をしておきます。

---

## 日程第22. 議案第87号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第87号吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは議題となっております議案第87号吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。吉賀町個人情報保護条例（平成17年吉賀町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年9月11日、吉賀町長、中谷勝。

詳細につきましては、総務課長が御説明を申し上げますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第87号吉賀町個人情報保護条例の一部改正の詳細説明を行います。

参考資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうに新旧対照表が掲載してありますので、その中身について、御説明をしていきたいと思っております。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法、あるいはマイナンバー法とも呼ばれてはおりますけれども、この法律の施行による、この条例の一部改正をするものでございます。

ずっと見ていきたいと思えますけども、まず、第1条の改正につきましては、個人情報の範囲が、この条例と番号法とで異なるために番号法で定義づけられた特定個人情報に対して、この条例の適用からも外れるものがないと括弧書きの規定を付け加えるものでございます。

第2条の第6号については、番号法でいう個人情報を定義づけるための特定個人情報の規定を追加するもので、個人番号を含む個人情報のことを特定個人情報とっております。

第7号につきましては、番号法でいう情報提供等記録を定義づけるための規定を追加するもので、特定個人情報の提供の求めや提供があったときの記録のことを言っております。

第8号につきましては、番号法でいう、特定個人情報ファイルを定義づけるための規定を追加するもので、個人番号を含む個人情報ファイルのことを言います。改正後の第9号と第3条の第1項につきましては、第1条の改正と同様で、特定個人情報が含まれるということを入れたものでございます。

それから、第7条の3ですけども、これは法律によって特定個人情報ファイル保有に当たって、審議会に事前に通知することが義務づけられているもので、通知する内容について第1号から第10号にわたって規定するものでございます。

資料24ページ中段のところの、第2項、前項の規定はというところからですが、これにつきましては、第1項の事前通知を必要としない特定個人情報ファイルについて、第1号から第10号にかけて規定をするものでございます。

めくっていただきまして、資料の25ページ、第3項、上から3つ目のところにつきましては、第1項に規定する個人情報ファイルの保有をやめたときや本人の数が実施機関の定める数に満たなくなったときに審議会に通知する規定を盛り込むものでございます。

それから、第7条の4、第1項については、実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて帳簿を作成し公表することを定めた規定です。第2項については、第1項の規定を適用しない特定個人情報ファイルを第1号から第3号に規定をするものでございます。第3項につきましては、事務の執行に支障を及ぼす場合に特定個人情報ファイル簿に記載しないことができる旨の規定でございます。

第8条につきましては、第7条の2においてこの章において審議会という規定がありますので、審議会に改めるものでございます。

続きまして、第10条につきましては、これは第1条と同じように個人情報に該当しない特定個人情報が含まれるという内容の改正です。

26ページのところですけども、第12条、第1項につきましては、特定個人情報を除くこととして、新たに第12条の2として特定個人情報について、ただし書きの規定以外で特定個人情報を取り扱う事務の目的以外に利用してはならない旨を定めるものであります。ただし書きの場

合の利用については、第2項から第4項にかけて規定をしているところでございます。第12条の3、真ん中下のあたりですが、番号法第19条で特定個人情報の提供の制限をしていますけども、これと同様の規定でございます。

第16条の第1項につきましては、第1条と同様に特定個人情報が含まれるというものでございます。それから、第3項につきましては、任意代理人による請求についての規定でございます。

それから、第21条の第2項、26ページの下のところですけども、これにつきましては、法定代理人等の定義を定めるもので、未成年者、または、成年被後見人の法定代理人に本人の委任による代理人を加えるものでございます。

続きまして、資料の27ページです。23条の第1項につきましては、自己情報の目的外利用等停止請求に関する規定で、第1項では特定個人情報を除いて、特定個人情報については第2項で、第1号、第2号に規定をするものです。

それから、第3号につきましては、21条第2項の改正と同様でございます。

第24条の改正につきましては、目的外利用等停止請求は個人情報と情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止を意味しているために、括弧内の規定を加えるものです。

第25条につきましては、法定代理人等に改めるものでございます。

第26条の2につきましては、訂正の請求について訂正を実施した場合に情報提供等、記録の提供先への通知に係る規定を新たに加えるものでございます。

資料の28ページですが、第27条と一番最後の36条につきましては、個人情報に該当しない特定個人情報が含まれるため、また、第33条は特定個人情報を除くために、それぞれ括弧内の規定を加えるものでございます。

簡単ですが、以上で詳細説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長の詳細説明は終わります。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、今の吉賀町の個人情報保護条例の一部を改正をするということで出ております。

ここで、議案のほうから質問をさせていただきます。

上にほうにあります第2条の下のほうに括弧6に、特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて、このたび、変えるわけでありましてけども、ここで言います特定個人情報というものが、具体的な名称として番号等を含むんですが、番号等はわかるんですが、それ以外の具体的なものというのは、どんなものが存在するのかお聞

きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 済いません。お待たせしました。お答えします。

特定個人情報というのは、個人番号が入った個人情報ということで、これから先、いろいろ、社会保障とか税とかそういったところでの記録に番号がそれぞれ用いられることになろうかと思っています。例えば、社会保障で言いますと年金とか雇用保険とか、医療保険、そういったものがあるかと思っています。そういったものに全て番号が付番をされることになります。

そういった番号が入った個人情報について、このマイナンバー法の定義では、特定個人情報という呼び方をしているものでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この条例を改正することによって、今の言われました特定個人情報、番号のついた各種の情報が、この対象になるということでありませぬけども、そのときに、この第7条の2、3が追加されるわけですけども、今あります、吉賀町個人情報保護運営審議会、定数は7名かと思いますが、現在、この審議会の委員として、どのような方が入っておられるかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 詳細に全員は把握しておりませぬが、一番、有識者としては弁護士の方に入っていております。

ほかには、今、全員思い浮かばないんですが、有識者としては弁護士さんをお願いしています。

全員要るようでしたら、また後日、お答えしたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 第12条の3、これ、何枚目ぐらいですか。3枚めくっていただいたところの上のほうに第12条の3というのがありますが、実施機関は番号法第19条、各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないということになっております。

ということは、この19条の各号に該当する場合というのは、具体的に、各機関ごとの情報のやり取りのことを示しているのかとは思いますが、具体的に例で結構ですので、御紹介をください。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 済いません。大変お待たせしました。

番号法の19条の規定に該当する場合を除きということで、19条のほうでは、例えば、個人番号利用事務実施者、例えば、その機関が所有する個人番号を処理する場合には、その本人、も

しくは代理人、または個人番号関係事務実施、本人さんとか代理の方が、請求があった場合に、その情報を提供することができる。それ以外の情報については、あるいはそれ以外の方が来られたときについては、そういったことについて情報の提供はできないと、逆に言えばできないということです。そういったことで、利用できる場合を制限しているということで、自分が持ち得てる情報以外は出して、具体的に言えば自分のところで持っている情報以外を出してはいけないという、そういうことになろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今、行政手続における特定の個人を識別するための法律で、ここに別表の第2というものが存在をしまして、それに第19条に関連する表がございます。それは、例えば、情報紹介者、厚生労働省であり、健康保健等に関する個人の情報を、医療の関係者等に提供するというようなものも入っているように思いますが、この法律の別表第2の第19条に係るものも、今の吉賀町の条例を改正する中のものとして、見なしてよろしいかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 濟いません。後ほど、お答えさせていただきたいと思えます、濟いません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第22、議案第87号吉賀町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

### 日程第23. 議案第88号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第88号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして、議案第88号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年吉賀町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年9月11日提出、吉賀町長、中谷勝。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第88号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条

例の一部改正について詳細説明を行います。

参考資料の29ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表がついております。

今回の改正につきましては、職員の休暇の種類の中に新たに組合休暇を新設するための改正でございます。

第11条と改正後の第17条の改正につきましては、組合休暇を加えるために、「及び介護休暇」というのを「、介護休暇及び組合休暇」というふうに改めるものでございます。

第16条に、その組合休暇の中身について規定をしておるところでございます。まず、第1項のところですが、職員が所属する組合の業務に従事する場合、あるいは、上部団体の業務に従事する場合に組合休暇を与えることができるということでございます。

それから、日数につきましては、年間で30日以内で、4項のところには第15条、第3項の規定を準用とありますが、これは介護休暇と同様に、休暇を取得すれば、勤務1時間当たりの給与を減額すると。要するに、無給の休暇とするというもので、休めば給料を減額するというものでございます。

第16条の挿入によりまして、第17条から第19条までは繰り下げることになります。

以上で詳細説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第23、議案第88号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第24、議案第89号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第89号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして、議案第89号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。吉賀町手数料徴収条例（平成17年吉賀町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年9月11日提出。吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。

吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例。吉賀町手数料徴収条例（平成17年吉賀町条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表中証明等手数料がございまして、1件1,000円ということでありまして、こ

れを住民票の台帳カードの交付及び再交付でありますけれど、これに通知カードの再交付、また、個人番号カードの再交付を付け加えるもので、1枚500円、1枚800円というふうに、そこにあります表のように改めたいということでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。

議案第89号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

先ほど、町長のほうも本文の（ ）について触れましたので、簡単に説明させていただきます。

マイナンバー制度のスタートに伴いまして、本年10月以降に送付されます通知カード及び平成28年1月より申請者に対し交付する個人番号カードの紛失に伴う再交付手数料を、通知カードについては500円、個人番号カードについては800円とするという条例を住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料の次に追加するという改正であります。

以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 個人番号カードの再交付で、1枚800円というふうになっておりますが、この個人番号カードをつくるのは委託してつくることと思いますが、1枚当たり、どの程度かかる見通しかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

個人番号カードの交付が来年から始まるんですが、再交付の手続まで、経費のところまでは試算しておりませんので、今のところ、まだ未定ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、住民基本台帳カードの場合は、交付に1件1,000円というふうになっておりますが、この個人番号カードの交付のときは費用が要らなくなっております。これは国のほうでそのように定めているからではあります。初年度、まだ、試算等もされていない、金額的にはありましたけども、当初の、最初の交付に係る費用は、その財源としてはどのような形になるかわかりますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

これについては、国のほうでジェイリスという会社が一手に引き受けて、まず、最初の通知が行われまして、その後、個人が申請された枚数について、1月ぐらいのところで町村に送って来られます。それを町村は本人に引き換えの時期がきたという通知をして引き換えるだけですんで、その郵券料が幾らかはかかるかとは思いますが、人件費だけで、カードの作成費用という部分は一切かからないということで。実際、どの程度の枚数の申請があるというのはちょっとわからない状態ですが、消費税のことも出ておりますんで、結構多いかもしれませんが、その辺で、なかなか、こちらとしては枚数がかめてないというのが実態です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の個人番号の件でございますけれども、これ今、再交付の条例ですが、最初のマイナンバー制度のことが全然、まだ、町民はわかってませんし、私もよくわかっておりませんが、この再交付が800円とか、500円とか出てきますが、申し込みをしないと番号が来ませんという話は聞いておりますが、例えば、番号が今、要らんよと、2年先でももらうときにはお金が要るといことになるんですか、これは。どういうことですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

住民周知がおくれて、大変申しわけなく思っております。

今、こういった冊子を全国に配布するように、今、封入作業をしているところですので、もうしばらくしたら届くんじゃないかと思っておりますけども、制度の中身についてこの中に書いております。また、御一読もいただきたいと思っております。

基本的な手続につきましては、これから10月の5日が法律の施行日になっていきますので、それ以降のところでは先ほどのジェイリスといったところから、まず、通知カードというのが送られてきます。書留で送られてきます。それぞれの世帯に。

通知カードの中には12桁の中には、誰々が何番という形で付番をされています。この通知カードの中に、もう1つ、個人番号カードの申請書が一緒についています。この申請書を書いて提出されれば、今度、個人番号カードが別途交付されるということになります。この手続については、来年の1月以降ということになります。

ですので、当面は10月以降のところでは、この通知カードというのがそれぞれのお宅のほうに送られてくるものでございます。それで、これも大事なものですので、書留で来ますし、保管も厳重にさせていただかなければいけません。その中についている申請書を先ほど言いましたように提出すれば、新たに個人番号カードの交付ができます。

だから、それは強制ではありませんので、私は要らないということであれば、個人番号カードの申請はしなくても構いません。その辺は本人の御自由ということでございます。（発言する者



あり)

それで、経費については、最初の交付は、とにかく経費は一切経費かかりませんので、ここに書いてあるのは、あくまでも再発行ですので、その通知カードをなくされたとか、あるいは、この個人番号カードをつくって、また、それをなくされたとか、そういった場合に、再交付をする場合に、この手数料が要るということですので、最初につくる分については、経費は一切、要りません。

○議員（５番 中田 元君） ２年先でも。

○総務課長（赤松 寿志君） 何年先でも。

○議員（５番 中田 元君） 要らんということ。

○総務課長（赤松 寿志君） それは大丈夫です。

○議長（安永 友行君） ８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） 今、基本的な手続のことまで答弁ありましたので。今、個人の方はそれで、案内もされてやっていただくわけですけども。人を雇っておられる事業者さん、または個人でちょっと手伝ってくれ、言って、雇っているところにつきましては、事業者として、この番号法に対応する、いろんなシステムの導入等も必要になって、いろんなところで、今、準備をしておられるわけですけども、そのところに、まだ、いきつかない個人経営の、人を雇うような状況もございますが、どこら辺まで、今、この番号法について、人を雇っておられるところに対して、説明が、行き届いているというふうに、今、思っておられるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

まだ、そういったところの説明は十分ではないというふうに認識しております。

商工会が主催しました青色申告会の総会のとときには、税務署が来て、６月、７月ぐらいうったですか、説明をしておりましたが、まだ、そういった部分が、全てのそういった、年末調整をされる、個人であったり、業者のほうには説明されてないというように思っております。

今後、年末調整の書類など、そういった部分を通して、徐々に説明はされるというように思っておりますが、その辺については、また商工会とも協議をしながら考えていかなければいけない部分があるだろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ８番、藤升議員。

○議員（８番 藤升 正夫君） これからのところが幾らかあるというふうにお聞きをいたします。

それで、非常に、セキュリティ等につきましても、きちっとしたことをしようと思いますと、やはり、今のシステムの導入だけでも８０万から１００万とかいう費用を使ってる事業者もごさいます。そういうことに対しての説明がされるというふうに伺いしてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

今、自治体のほうの電算システム開発経費は幾らか補助金もあるんですけど、民間については今、掌握しておりませんので、確認させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） この番号法で、要は事業者、人を使う人にはそれぞれの番号が付与されると聞いておりますが、私もその辺が余り勉強していないのでわからないんですが。例えば個人の大工さんが、何か、家建てのために、何人か数日間来てもらうというような場合にも、この使用者ということになるんですか。その辺について、また、教えていただきたいんです。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 来年の、28年度の1月以降の源泉、それが発生する場合には、個人番号をつけるように源泉徴収票等が変更されますので、それについては、やはり。仮にその大工さんが源泉徴収等をする人であったり、個人なり、そういう会社を持たれる方であったら、個人番号を書いて報告する必要があるように思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第24、議案第89号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第25、議案第90号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第90号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第90号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,841万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年9月11日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正、歳出。

款10、諸支出金、項1償還金及び還付加算金。補正前の額が51万4,000円。補正額が1,790万4,000円。補正後の額が1,841万8,000円。

款 1 1、予備費項 1 予備費。補正前の額が 1,899 万 5,000 円。補正額が減額の 1,790 万 4,000 円。補正後の額が 109 万 1,000 円。歳出の合計が補正前の額と補正後の額が変わりません。これにつきましては、還付金が発生いたしましたので予備費を減額して還付金に充てるというものでございます。

一番ウラの 3 ページをお開きください。

### 3、歳出。

10 款、諸支出金、1 項還付金及び還付加算金、目 3 償還金。補正前の額 2,000 円。補正額 1,790 万 4,000 円で、計で 1,790 万 6,000 円と。補正額の財源内訳でございますけれど、一般財源でございます。節につきましては、23 償還金、利子及び割引料 1,790 万 4,000 円と。説明欄には償還金でございまして国庫支出金、療養給付費交付金の償還金 1,790 万 4,000 円でございます。

11 款、予備費 1 項、目 1 予備費、補正前の額が 1,899 万 5,000 円。補正額が償還金のほうへ充てます金額と同額でございまして、減額の 1,790 万 4,000 円。補正後の額が 109 万 1,000 円ということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第 25、議案第 90 号平成 27 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第 26. 議案第 91 号

○議長（安永 友行君） 日程第 26、議案第 91 号平成 27 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第 91 号平成 27 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。平成 27 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めることによる。歳入歳出予算の補正第 1 条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 54 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,463 万 2,000 円とする。

2 項歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 9 月 11 日提出、吉賀町長、中谷勝。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。

款4、繰入金、項1一般会計繰入金。補正前の額が4,709万1,000円。補正額が54万7,000円。補正後の額が4,763万8,000円。歳入の合計が、補正前の額が9,408万5,000円。補正額が54万7,000円。補正後の額が9,463万2,000円でございます。

1 ページをお開きください。

歳出でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金。項1後期高齢者医療広域連合納付金。補正前の額が8,292万8,000円。補正額が54万7,000円。補正後の額が8,347万5,000円。歳出の合計が、補正前の額が9,408万5,000円。補正額が54万7,000円で補正後の額が9,463万2,000円でございます。

それでは6ページをお開きください。

3、歳出。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金。1項、後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域納付金。補正前の額が8,292万8,000円。補正額が54万7,000円。補正後の額が8,347万5,000円で、補正額の財源は一般財源でございます。

節19負担金補助及び交付金54万7,000円ということで、後期高齢者医療広域連合納付金ということで、広域連合へ納付しなければならない金額がふえたということでございます。

5ページ、1ページ前へ帰っていただきまして、2、歳入。

4款、繰入金、1項、一般財源繰入金、目2保険基盤安定繰入金。補正前の額が3,710万5,000円、補正額が54万7,000円。補正後の額が3,765万2,000円で、区分で1の保険基盤安定繰入金、金額が54万7,000円ということで、保険基盤安定繰入金54万7,000円を歳入として一般財源から繰り入れるというものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

## 日程第27. 議案第92号

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第26、議案第91号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留して、次の日程第27、議案第92号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第92号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,361万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,582万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成27年9月11日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。

款4、支払基金交付金、項1支払基金交付金。補正前の額が2億7,888万4,000円。補正額が240万1,000円。補正後の額が2億8,128万5,000円。

款7、繰入金、項2基金繰入金。補正前の額が1,068万4,000円。補正額が1,121万1,000円。補正後の額が2,189万5,000円。歳入の合計が補正前の額が10億7,221万2,000円。補正額が1,361万2,000円。補正後の額が10億8,582万4,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出でございます。

款6、諸支出金、項1償還金及び還付加算金。補正前の額が10万2,000円。補正額が1,361万2,000円。補正後の額が1,371万4,000円。歳出の合計で補正前の額が10億7,221万2,000円。補正額が1,361万2,000円。補正後の額が10億8,582万4,000円でございます。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出。

6款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金。目2償還金、補正前の額が1,000円、補正額が1,361万2,000円。補正後の額が1,361万3,000円で、補正の財源でございますけれども、一般財源が1,361万2,000円でございます。節、区分でございますけど、23、償還金利子及び割引料1,361万2,000円で、説明にありますように国県支払基金返還金が1,361万2,000円でございます。

ページ、帰っていただきまして、5ページでございます。

2、歳入。

4款、支払基金交付金、1項支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金。補正前の額が

494万円、補正額が240万1,000円。補正後の額が734万1,000円。節に過年度分が240万1,000円。過年度分、地域支援事業交付金でございます。

7款、繰入金、2項、基金繰入金。目1、介護給付費準備基金繰入金。補正前の額が1,068万4,000円、補正額が1,121万1,000円。補正後の額が2,189万5,000円。

節の1、介護給付費。準備基金繰入金、1,121万1,000円。説明にありますように、介護給付費準備基金繰入金が1,121万1,000円ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第27、議案第92号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。ここで10分間休憩します。

午後2時03分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

### 日程第28、議案第93号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第93号平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第93号の御説明を申し上げます。

議案第93号平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,588万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,456万円とする。2項、歳入歳出予算の補正予算の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正第2条。地方債の補正は第5表地方債補正による。平成27年9月11日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページ、お開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

款1、繰入金、項1他会計繰入金。補正額は122万円でございます。

款7、諸収入、項2雑入。補正額が56万4,000円。

款3、町債、項1、町債。補正額が1,410万円で歳入の合計が補正前の額が5億5,867万6,000円、補正額が1,588万4,000円。補正後の額が5億7,456万円でございます。

1ページをお開きください。

歳出。

款1、簡易水道事業費、項1施設管理費、補正額が119万6,000円。

款2、建設改良費、補正額が1,468万8,000円。歳出の合計が補正前の額が5億5,867万6,000円。補正額が1,588万4,000円。補正後の額が5億7,456万円。

第5表、地方債補正。起債の目的。1、簡易水道事業債。補正前の額が1億4,210万円、補正後の額が1億4,990万円。2、過疎対策事業債。補正前の額が1億1,650万円。補正後の額が1億2,280万円となるものでございます。償還の方法、また、利率等につきましては、補正前と同額でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております建設水道課長のほうから御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第93号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

議案のほうの7ページのほうをお開きいただきたいと思います。

簡易水道費の施設管理費の、まず、職員手当でございます。職員の人件費で扶養手当、期末手当で、合計で19万6,000円でございます。これにつきましては、職員の家族がふえたということで、出産でございますけれども、扶養手当等に関連するものでございます。

それから、需用費でございます。その他経費、施設修繕料100万円でございますけれども、これにつきましては、白谷の加圧ポンプが1台故障しておりまして、早急に対応が必要ということで100万円を計上させていただいております。

続きまして、簡易水道事業費。建設改良費。その工事請負費でございます。その他経費で、水道管移設工事、1,468万8,000円でございます。これにつきましては、水道管の移設でございますが、県工事に伴うものでございます。

まず、1つは国道187道の法師渕工区の、今、道路改良費を行っておりますけれども、これに伴う水道管の移設が702万円。それから、新南陽津和野線、柿木工区、これに伴う水道管の移設が766万8,000円。合計で1,468万8,000円でございます。

続きまして、1ページ、戻っていただきまして、6ページのほう、歳入でございます。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金でございます。一般会計繰入金が122万円。それから諸収入、雑入でございますけれども、これは水道管布設替補償金ということで56万4,000円でございます。

これは、先ほどお話をしましたが、歳出のほうで、移設工事費がございました。それにかかわる県からの移転補償金でございます。当初予算でも計上しておりますので、今回ちょっと額が少なくなっておりますけれども、いずれも国道187法師測工区と新南陽津和野線の柿木工区の改良に伴うものでございます。

それから、町債でございます。

町債は、簡易水道事業債につきましては780万円。それから、過疎債のほうで630万円ということでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） この簡易水道関係は、将来は独立採算性をとるということで、今、準備しておられると思うんですが、そのほうにわたってのこういう形での補正をするということについて独立採算制を今度、とったときに赤字財政となってくるのではないかという予測も立っていますが、そのあたりの見込みについてはどういう見込みを持っておられるかお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 簡易水道事業会計の法適化の関係だと思っておりますけれども、現在のところ、準備を進めております。それで、平成29年度から法適化で公営企業会計へ移行する予定でございます。それで、今のところ、1年、法適化になって様子を見ないと、今の段階で、どの程度、見通しかというのはちょっとわかっておりません。それで、もろもろの問題も、水道料金の値上げとか、そういう問題も絡んでくることでございますけれども、1年様子を見て、決算をしてみた状態で、今後の方針を考えていこうかというふうに、今、考えておるところでございます。法適化になって、今、どういう状態になるかというところまで試算ができておりません。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） それから、予算書を全部見てないんで申しわけないんですが、水道管移設工事で1,468万8,000円かかるということで、これの工事請負費をしておられるということは、県からこれだけの補償金というのは出てくるのではないのかなと思っておるんですが、事前に元の予算で出しているんで、今回は補償金56万4,000円の計上しか歳入にしてないということですが、1,410万ぐらいの町債をするということになると、1,410万円



というのは、これで計算してみれば、ほとんどが今の移設工事費のほうに係るような気がしとるんですが、その辺については、なぜ、こういう1,410万円もの補正を組まなくてはいけないのか教えてください。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 水道管の移設につきましては、当初予算で歳出を設計費のほうも計上させていただいております。

水道管の移設に係るものとしましては、設計費とそれから工事費が上がってまいります。簡水につきましては、それで、当初予算で歳入、県からの補償金を、862万3,000円を計上しております。それで、今回56万4,000円ということで、918万7,000円になろうかと思えますけども。これが県からの補償金でございます。

そのほかに、歳出として工事請負費が1,468万8,000円で、大多和議員の御指摘のとおり、補償費よりは歳出のほうが多いという状況があると思えます。これにつきましては、水道の補償につきましては減耗分というのがございまして、その辺の計算をしないとはっきりわからないということで、100%、補償で出るというものではございません。

それで、その部分を補償費のほうを若干安めに見積もって、今回、計上させていただいておりますので、恐らく、これ以上の補償金が入るのでないかというふうにもくろんでおるところでございますが、まだ、県との補償契約ができておりませんし、その辺の詳細も、計算もまだ、できておりませんので、工事費につきましても、補償費につきましても、一応、概算というところで上げさせていただいております。特に補償費のほうは少なめに見積もっておりますので、こういった状況が出ておりますので、御了解をいただければと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この水道管移設は今、県のほうでやっておられることですが、単独で、この仕事を出すことにはならないと思えますが、発注なり、また、県でやってもらうならその点について説明を求めます。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 水道管の移設につきましては、補償費を県からいただきますので工事発注は全て町で行います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第28、議案第93号平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

## 日程第29. 議案第94号

○議長（安永 友行君） 日程第29、議案第94号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは続きまして、議案第94号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ748万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,550万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成27年9月11日提出、吉賀町長、中谷勝。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

款1、繰入金、項1他会計繰入金。補正額が621万6,000円。

款6、諸収入。項2雑入、補正額が127万3,000円で、歳入の合計が補正前の額が6,801万2,000円。補正額が748万9,000円。補正後の額が7,550万1,000円であります。

1ページをお開きください。歳出でございます。

款1、農業集落排水事業、項2建設改良費、補正額が748万9,000円。歳出の合計でございます。補正前の額が6,801万2,000円、補正額が748万9,000円。補正後の額が7,550万1,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、担当いたしております建設水道課長のほうから御説明申し上げますのでよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第94号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

農業集落排水事業費、建設改良費のその他経費でございます。

浄化槽維持管理委託料、それから下水道管移設工事費でございます。合計で748万9,000円を計上させていただいております。これにつきましても、先ほどの簡易水道事業と同じくございまして、県道の新南陽津和野線柿木工区の改良に伴う下水道管の移設にかかわるものでございます。

まず、浄化槽管理維持委託料ということが書いてございます。3万7,000円でございます。

工事期間中の仮設を下水道管の布設をするより、合併浄化槽を布設したほうが安くできるのではないかとこのころで、仮設のほうを、合併浄化槽を設置して、工事期間中をしのごうという形で、今、設計をしておるところでございます。

それプラス、下水道管の移設工事、本管の設置等でございます、それが745万2,000円ということで、浄化槽の設置につきましては、工事費のほうに入っております、その設置した浄化槽の管理が必要になりますので、その分の委託料を町で計上するところでございます。歳入のほうでございます。

1ページ、戻っていただきまして5ページのほうです。

他会計繰入金、一般会計繰入金。一般会計繰入金が621万6,000円でございます。それから、雑入でございますけども、これにつきましては、県からの移設補償金でございます。127万3,000円。これにつきましても、当初予算で332万4,000円を計上させていただいておりますので、合計で459万7,000円の補償金を見込んでおるところでございます。簡易水道と同様でございます、これにつきましても補償金はちょっと安めに見積もっておりますところでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この農業集落排水の工事に関することとお聞きしますが、先ほどの簡易水道の件も同じで、1つの工事に係る移転工事ということですが、一応、工事の発注等の詳細がある程度わかればお知らせ願います。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） まず、先ほども申し上げましたけども、今回の国道187、新南陽津和野線、ともに、まだ補償契約ができておりませんので補償契約等の状況を見ながら、町のほうでいずれも発注をしたいと思っております。

法師渚で1件、それから新南陽津和野線のほうで簡水とこの下水の関係を1つの工事にまとめて、2つの工事で発注をしたいと思っております。いずれも県工事の進捗状況を見ながらあわせていく必要もございます。今のところ、県のほうも移設工事を急いでおりまして、それでなるべく早めの発注をということで聞いておりますので、今回こうして9月の議会のほうへ概算の工事費で予算計上させていただいたような状況でございます。

まだ、完全に設計のほうの委託業務が完了しておりませんので、それが決まって補償契約のほうをして工事発注という形で、一応、今の町のほうから工事を発注するというところで、2つの工事で発注しようというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は保留します。議案第94号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留しておきます。

---

### 日程第30. 議案第95号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第30、議案第95号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第95号でございます。議案第95号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）。平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,083万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,747万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正第2条。地方債の補正は第5表、地方債補正による。平成27年9月11日提出、吉賀町長、中谷勝。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。款11、分担金及び負担金、項2負担金、補正額が1万円でございます。

款13、国庫支出金、項2国庫補助金、補正額436万7,000円。

款14、県支出金、項2県補助金、79万円。項3委託金、減額の329万3,000円。

款19、諸収入、項5雑入。補正額が532万3,000円。

款20、町債、項1町債、補正額が363万6,000円。歳入の合計が補正前の額が73億1,663万9,000円。補正額が1,083万3,000円。補正後の額が73億2,747万2,000円。

1ページをお開きください。

歳出でございます。

款2、総務費、項1総務管理費。補正額が減額の2,814万8,000円。項2徴税費、補正額が6万8,000円。項4、選挙費。補正額が減額の906万1,000円。

款3、民生費、項1社会福祉費。補正額が797万6,000円。項2児童福祉費、補正額、

247万5,000円。

款4、衛生費、項1保健衛生費。補正額、229万8,000円。

款6、農林水産業費、項1農業費。補正額が1,029万1,000円。項2林業費、補正額が208万5,000円。

款7、商工費、項1商工費、補正額、212万2,000円。

款8、土木費、項1土木管理費、補正額、70万円。項2道路橋梁費、補正額が282万5,000円。項5住宅費、補正額が42万6,000円。

款9、消防費、項1消防費、補正額が19万8,000円。

款10、教育費、項1教育総務費、補正額が2万5,000円。項4社会教育費、補正額が892万8,000円。項、保健体育費、補正額7万5,000円。

款11、災害復旧費、項1、農林水産施設災害復旧費、補正額が535万円。項2公共土木施設災害復旧費、補正額が220万円。

歳出の合計が補正前の額が73億1,663万9,000円。補正額が1,083万3,000円で補正後の額が73億2,747万2,000円でございます。

1ページをお開きください。

第5表地方債補正。起債の目的。1、公営住宅事業建設事業債。補正前の額が6,980万円。補正後の額が、6,990万円。起債の目的の2、臨時財政対策債。補正前の額が1億8,278万6,000円。補正後の額が1億8,632万2,000円で、償還の方法、また起債の方法、利率償還の方法等につきましては、補正前と同様でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第95号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を行います。

今回の補正予算の主な内容につきましては、地方創生上乗せ交付金対象の4事業、365万円。とびのこ苑の介護ベッドの更新521万7,000円。台風の災害復旧事業1,490万4,000円といったものが主なものでございます。それでは詳細に見ていきたいと思いますが。

まず、17ページの給与費明細書をご覧いただきたいと思います。人件費等々について御説明を申し上げます。

まず、1の特別職のところでございます。特別職の報酬、職員数、ともに減額となっておりますが、これにつきましては、知事・県議会議員選挙と農業委員会選挙の不用額による減額でございます。人数の減少につきましても、農業委員会選挙で投票の立会人さんとか、開票の立会人さ

んとか、そういったもの、あるいは投票管理者等の数が減っていますので、人数と金額ともに減っております。

それから、この減額が報酬額は162万9,000円なんですけども、新たに地域医療計画策定委員報酬4万5,000円がございますので、差し引きして158万4,000円の減額となるものでございます。

続きまして、2の一般職のところです。

括弧の1のところ、職員手当と共済費が減額になっております。まず、職員手当の398万円の減額につきましては、その下の職員手当の内訳というのがありますが、そちらのほうをご覧くださいと思います。扶養手当と期末手当、児童手当、これ全て子供の出生によります扶養家族がふえたことによるものでございます。それから、時間外勤務手当につきましては、選挙事務に係る不用額が464万8,000円。

それから保育所費で60万円増額を今回補正しますので、差し引き404万8,000円の減額となるものでございます。上の括弧1の共済費の430万円の減額につきましては、負担額が確定したことによります430万円の減額でございます。

それでは戻っていただきまして、歳出のほうから見ていきたいと思います。

9ページのところからです。

款、総務費、項1の総務管理費、目1一般管理費です。職員人件費につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、026の吉賀町誕生10周年記念事業です。

これは、全て式典に係る経費でございますけども、参加協力の支払いにつきましては、バイオリンの演奏、あるいは町歌の斉唱、こういったものに対する支払いでございます。それから記念品につきましては、表彰者数が、後、同意案件のところでお願ひしますが、それに基づくものでございます。

それから、機器調整料はピアノの調律でございます。

それから、050その他経費につきましては、社会保険料、労働保険料ですが、社会保険料につきましては、臨時非常勤職員の増員等によるものでございます。

それから、労働災害保険料は平成26年度分の確定によるものでございます。

続きまして、目の5財産管理費です。006基金積立金ですが、減債基金の積立金を2,588万2,000円、減額しておりますが、これにつきましては、6月の補正で26年度からの繰越金の一部を減債基金に積み立てるということになっておりましたけれども、今回の補正予算で、歳出に伴う一般財源の不足する部分をこの積み立てをやめて、減債基金の積み立てをやめて充てるということにしましたので、その減額が2,588万2,000円ということでございます。

それから、ふるさと創生基金積立金につきましては、財源の有効活用事業に充当するものでございます。

それから021公共施設等総合管理計画策定事業費、これは固定資産台帳整備に伴う公有地の土地評価の委託料でございます。

それから、続きまして、目の6企画費です。004定住対策事業費につきましては、移住希望者来町支援事業補助金、これは全員協議会のほうでも説明した、上乘せ交付金の申請をするものでございますが、吉賀町に移住を希望する方が来町される際に補助をするというものでございます。60人分を計上しております。

それから、社会福祉士等修学資金貸付金、これは1名分追加をするものでございます。

それから011企業誘致対策事業費です。建設工事費ですが、これは誘致企業であります、元高尻保育所に入ります誘致企業の所に光ケーブルの引き込み工事を行うものでございます。

それから、企業立地促進補助金、これは当初予算のところで、今回、新たに設けた制度でございますけれども、進出してきた企業に対する家賃、あるいは回線使用料等の補助金等でございます。

それから進出企業希望者来町支援助成金、これも地方創生の上乗せ交付金の対象事業としておるものですが、進出を希望する企業が吉賀町に現地を訪問される際に補助しようというものでございます。30人分を見込んでおります。

それから、035ふるさと応援寄附推進事業費。これにつきましては、その下の38、ええもんなら知ってもらおうプロジェクト事業費、これの中に組み込むということで減額をするものでございます。その038の事業委託ですが、上の減額をした分も含めまして、224万3,000円でございます。

この中の主なものは、PR支援委託料ということで、まず、パンフレットの印刷等も含まれますけれども、都会地等の郵便局の窓口等にパンフレットを置いていただく、そういった経費が含まれております。これも、地方創生の上乗せ交付金の200万円申請することとしております。

それから、040団体負担金、萩石見空港利用拡大促進協議会の負担金ですが、運航実績に基づく負担金の確定による減額でございます。32万円の減額です。歳入の財源であります過疎ソフトについても30万円減額としております。

それから、次に、目10自治振興費、005自治会館地区集会所管理費ですが、これにつきましては、台風15号の影響によりまして、木部谷・大野原自治会館の屋根の補修工事に伴うものが6万5,000円でございます。建物共済が2分の1、3万2,000円、歳入のほうで見えております。

10ページの項2徴税費の目1税務総務費の職員人件費。これは先ほど給与費明細で説明しました扶養家族の増によるものでございます。

それから、次に項4の選挙費ですが、これにつきましては、次のページ中段のところまでですが、全て経費が確定したことによる不用額を減額するものでございます。

なお、歳入において、県支出金も確定しましたので、329万3,000円を減額としております。

続きまして、11ページの款の3民生費、項の1社会福祉費の目1社会福祉総務費です。006成年後見支援事業費ということですが、益田・鹿足成年後見センター事業負担金ということで、研修の開催による負担金の増額5万円でございます。

それから、010臨時福祉給付金事業費。これは、平成26年度分の精算による国庫支出金の還付金110万円でございます。

続きまして、目の2、高齢者福祉費です。005、特養とびのこ苑管理費、施設備品購入費ですが、これにつきましては、当初予算のほうでも計上しておりましたが、製品の変更等により若干、上乘せが出ておまして、521万7,000円を増額するものでございます。これにつきましては、参考資料の31ページに記載しております財源の有効活用事業を充てることとしております。

それから、後期高齢者医療特別会計は先ほど、特別会計のほうで説明があったとおりです。

それから、目の4障がい者福祉費、050その他経費ですが、これも平成26年の精算による県への償還金でございます。

それから、その下の障がい者自立支援費、これについても同様でございます。

それから、めくっていただきまして、12ページ、目の1児童福祉総務費ですが、012子育て世帯臨時特例給付金事業費、これも精算による国への償還金でございます。

それから、016子育て支援ヘルパー派遣事業費ですが、これにつきましては妊娠期から中学3年生までの子どものいる支援が必要な家庭に子育て支援ヘルパーを派遣して、家事や育児の援助を行う事業でございます。委託先は社会福祉協議会を予定しております。事業費36万円ということで、県の補助金が3分の2で、24万円歳入で計上しております。また、本人の利用料が生活保護世帯等を除いて必要になってきますので、300円掛ける3世帯の月2回訪問として6カ月分1万800円を歳入のほうでみております。

それから、保育所費の職員人件費は、これは新制度の移行等に伴いまして時間外手当が不足するものでございます。60万円ほどでしております。

それから、款の4、衛生費、項の1保健衛生費の目1保健衛生総務費です。001各種委員費につきましては地域医療計画策定委員報酬と費用弁償、7名分、1回開催の経費をみております。

それから、008地域医療対策費、医療従事者等確保対策補助金、これにつきましては准看護師1名分をみております。歳入のほうで過疎ソフト70万円も計上しております。



それから、目の3予防費です。007 歯科保健事業費、検診委託料ですが、唾液歯周疾患検査の受診者の増によるものでございます。29万9,000円。健康増進事業費につきましては、平成26年度の精算による県への還付金でございます。

それから、款の6、農林水産業費、項1 農業費の目3 農業振興費、003 有機農業振興費ですが、みんなでひろげる有機の郷事業補助金ですが、3件の申請に伴いまして、町負担がその事業費の6分の1必要になってきますけども、それが126万円というものでございます。

めくっていただきまして、13ページ、目の6 農地費です。003 農道水路維持管理費ですけども、蓼野地区の水路補修の測量設計業務の委託料281万5,000円でございます。

それから、項の2 林業費、目1 林業総務費です。003 有害鳥獣対策費で農作物等獣被害防止対策事業補助金ですが、追い払いようの煙火の補助をするものでございます。一人当たりの上限を1万円として、新規に講習を受けられる方が50名、既に講習を経験済みの方が6名ということで56名分56万円を計上しております。

それから、目の3、林業振興施設費です。005 林業総合センター管理費。機器材借り上げ料、これはAEDのレンタル料でございます。

それから、006 平栃の滝森林公園管理費ですが、落石防止対策調査測定の委託料が150万円でございます。

それから、款7、商工費、項1 商工費目1 商工振興費です。028 地域商業等支援事業費補助金です。3件、申請がございまして、それと、今後まだ申請があるかもしれませんので、それを見込んで110万円の補正予算でございます。これにつきましては、県のほうから2分の1の補助がありますので、歳入で55万円みているところでございます。

それから、目の3 都市農村交流費で006 交流研修センター管理費ですが、これも、台風15号によりまして、屋根の破損を生じたので、その修繕費42万2,000円でございます。こちらも歳入のほうで建物共済2分の1、21万2,000円をみております。

それから023 吉賀ツーリズム推進事業費です。移住体験プログラム支援事業補助金ですが、定住財団が実施しますしまね暮らし体験プログラムを実施する、町内で実施する団体に対する補助金でございます。20万円を上限に3団体を見込んでおります。これについても地方創生の上乗せ交付金の申請に上げてる事業でございます。歳入で60万円見ております。

めくっていただきまして14ページです。

土木費の土木管理費、土木総務費ですが、050 その他経費、弁護士謝礼ということで、先ほど、訴えの提起という議案のほうで提案しましたけども、それに係る訴訟等の経費を計上しております。

それから、項の2、道路橋梁費、目1 道路橋梁維持費で、005 除雪費ですが、除雪車の整備

料ということで、3台分の修繕費282万5,000円を計上しております。このうちの87万3,000円は財源の有効活用事業としております。参考資料の31ページをご覧くださいと思います。

続いて、項の5住宅費、目1住宅管理費です。003住宅管理費で研修旅費につきましては、住宅管理研修会へ参加するための旅費でございます。

それから、島根県住宅供給公社使用料負担金ですが、これは既存の住宅で空き家となっている部分に対する公社への負担金4カ月分をみております。

それから、住宅建設費です。022公営住宅等整備事業費、移転補償費ということで、とびのこ団地の建設に係るNTT電柱の移転補償を計上しております、14万2,000円です。

それから、続きまして消防費です。目の3災害対策費ということで、003の災害対策費。防災士資格取得補助金ということで、新たに防災士の資格を取得される場合に、その経費を補助するというので、3名分19万8,000円をみております。

歳入のほうで、過疎ソフト20万円を充当しております。

続きまして、15ページ、教育費の教育総務費、基幹集落センター費です。

003六日市基幹集落センター管理費。これもAEDのリース料です。

それから、社会教育費の社会教育総務費、011文化振興事業費ということで、文化振興事業補助金ということで、町内で文化協会設立に向けた、今、事業が計画されておりますので、それに対するもの、あるいは真田グラウンドの竣工イベント等が予定されておりますが、そういったものに対する補助金でございます。150万円を計上しております。これにつきましては、県の振興協会の助成金が10分の10、150万円ありますので、町の持ち出しについてはございません。

それから、目の2公民館費で、003事務局管理費ということで機器材借り上げ料、これもAEDのリース料、3つの公民館を予定しております。7万4,000円でございます。

それから、図書館費、003事務局管理費ですが、これも台風による屋根の破損によります修繕工事費735万4,000円でございます。建物共済が2分の1、358万円、これは一部、共済の対象にならない部分が含まれておりますので、単純に2分の1にはなりません、358万円については共済を、歳入のほうでみております。

それから、保健体育費の保健体育施設費です。004柿木体育館管理費。006蔵木グラウンドゴルフ場管理費、007七日市運動公園管理費、全てAEDのリース料でございます。

それから、16ページのところですが、款の1、災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費。まず、農業用施設の災害復旧費ですが、005現年度単独災害復旧事業費。これらにつきましては、参考資料の32ページのところに一覧表となっております。そちらのほうをご覧くださいと思いますが、6カ所分400万円を計上しております。

それから、目の3林道復旧災害費、004現年補助災害復旧事業費です。これも、参考資料の、次の欄に書いてありますが、測量設計業務委託料ということで、坂本亀ヶ谷線の測量設計業務委託料135万円でございます。

それから、公共土木施設の災害復旧費ですが、これも、005現年度単独災害復旧事業費。これも参考資料のほうに書いてありますが、町道2路線、大井谷線と注連川城山線の2路線で220万円を計上しておりますのでございます。

それから、歳入のほうに戻っていただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、分担金及び負担金ですが、民生費負担金ということで、歳出のほうでもお話した子育て支援ヘルパーの派遣事業に伴う各御家庭からの負担1万円でございます。

それから、国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型とありますが、地方創生先行型の上乗せ交付金といわれている部分でございます。436万7,000円。これにつきましては、歳出のほうで申し上げましたけれども、移住希望者来町支援事業、企業進出希望者支援事業。それから、ええもん知ってもらおうプロジェクト、それから、移住体験プログラム支援事業、これらを合わせて365万円となっております。

これに、この交付金につきましては、6月補正で計上しました東京吉賀会と連携して取り組みました少年野球教室、これに係る経費71万7,000円も補助金の申請に加えておりますので、あわせて436万7,000円を申請するものでございます。

それから、県支出金の民生費の県補助金ですが、地域子ども子育て支援事業補助金ということで、これも子育て支援ヘルパーの派遣事業3分の2に係る分24万円でございます。

それから、商工費の補助金ですが、地域商業等支援事業、これは110万円の2分の1、55万円でございます。

それから、委託金につきましては、県知事選、県議選の委託金が確定したことによりまして、329万3,000円を減額するものでございます。

めくっていただきまして、8ページ、雑入です。

建物災害共済金、これにつきましては、歳出で言いましたが、木部谷・大野原自治会館、交流研修センター、それから図書館等の復旧費のそれぞれ2分の1、合わせまして382万3,000円でございます。

それから、協働のまちづくり事業助成金、これは文化振興事業の補助金に充てる10分の10の補助金といいましたが、そちらの150万円でございます。

それから、次に町債で、公営住宅建設事業債につきましては、電柱移転に伴う事業費が10万円発生しておりますので、それに充当するものでございます。

それから、臨時財政対策債につきましては、発行可能限度額が確定したことによりまして、限度額いっぱい今回計上するものでございまして、353万6,000円でございます。

それから最後に、財源の留保額について申し上げたいと思います。普通交付税は金額が確定をしました。今、留保としてありますのが、1,539万5,000円でございます。

それから、特別交付税につきましては、これは最終的な確定は来年の3月になりますので、今のところ、決算見込みということで3,000万円を留保しております。合わせまして、4,539万5,000円が留保額となっております。

以上で、詳細説明を終わります。どうかよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 提案理由の説明が終わったところで休憩をいたします。10分間。

午後3時07分休憩

.....

午後3時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第30の質疑が残っておりますので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 今回の補正の中にAEDの借上げ料が入っておりますが、これは一括してのリース、あるいは各課にわかれてからの契約ということになるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えしたいと思います。

ほとんどが教育委員会の関係で、公民館、それからスポーツ施設のレンタル料という形で上げておりますので、できれば一括して見積もりを徴して契約したいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありますか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 14ページの消防費の災害対策費の防災士資格取得補助金3名分、予定されておるとのことなんですが、これは一般の人でも防災士の資格を取ろうとしたら、補助金が出るんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

防災士の資格につきまして、そういった機関が実施をする講習を受講する必要がございます。今は、大阪とか福岡で実施をしておりますので、遠方ですので、そこに行く経費もかなり必要になってきますけども。今、近隣の市、町で共同して、ある程度人数が集まればこちらで開催が可能だということで、その協会のほうからそういうことをいただいておりますので、この益田広域圏、あるいは浜田市、そういったところと一緒にこちらで講習会を開催して、そういった旅費をかから

ないようにしていった上で、なおかつ受講料はどうしても必要になってきますので、その受講料について助成をするというものでございまして、町民の方が受講されることを想定をしております。一般の方が受講されることに、補助金を交付する、そういう制度でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田。

○議員（10番 庭田 英明君） 12ページの003、3件出とるということでしたけれども、事業がわかりましたらお願いをしたいと思います。

それと、13ページの023の吉賀ツーリズム推進事業費、これも上限20万円で3件ということでしたけど、この団体等が決まっていたらお知らせをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

初め、12ページのみんなでひろげる有機の郷事業の補助金のほうですが、3件ございまして、1件目は町内の認定農業者の方がコンバインを1台と、刈りとった米を搬送するために軽トラックに取りつけるグレンコンテナ、それが1台と有機液肥を散布いたします自動式の動力噴霧器、これを1台購入されるという予定にされております。

2件目は、柿木にございます流通販売組織、こちらのほうが、農作物が入ってるコンテナを載せて運ぶための運搬キャスター、これを購入する予定にしております。

3件目は農業者で組織するグループがございまして、そちらが埋め立てとマルチ作業、これを同時に行う埋め立てマルチ、これを1台と中古のトラクターを1台、これを購入するという予定にされております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 吉賀ツーリズム推進事業費について説明いたします。

今、20万円掛ける3件ということですが、具体的に今、現段階で申請いただいている団体はございません。目的としましては、先ほどの総務課長の説明と重複しますが、ふるさと島根定住財団のしまね暮らし体験プログラム事業を実施して、その対象とならない経費の一部を助成するというようにしております。

昨年度は、蔵木地区で1回、木部谷地区で2回やられたようでございますので、こういうところを想定した事業となっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 財源の有効活用事業で、とびのこ苑の介護ベッドの更新ということで521万7,000円が上がっていますが、この更新というのは定期的な更新でしょうか。

それとも、全入所者のベッドが全部新しくなるということでしょうか。

それともう1点、9ページの026の吉賀町誕生10周年記念事業ということで、先ほど、ちよっと参加協力謝礼でバイオリンの演奏って、今、言われたんですが、どなたがされるのか、ちよっと詳しく聞かせていただきたいと思います。その2点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 最初の御質問のほうの、とびのこ苑のベッドについてお答えします。

とびのこ苑につきましては、現在、30床分のベッドの交換を予定しております。このベッドにつきましては、一般的にはギャッジベッドという言い方をするんですけども、ほとんどが電動のものなんですけれども、とびのこ苑のこの介護用ベッドの30台は初度調弁の際に手動式でございました。

現在も手動式でやっておりまして、今は上下するローもツーマーターで上がる、それから、これが3段に折れるんですが、上が、これもスリーモーターで動くという、標準がこういったベッドでございます。そういった状況の中で、介護者が非常に腰痛になっていて、どんどん、どんどん、今、職場で病欠が発生しているということでございますので、この際、一気に変えてしまおうということで予算計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 10周年のところでの御質問にお答えをします。

バイオリンの演奏ということで、これにつきましては、町歌ところだけではないんですけども、例えば町民憲章を朗読するときに演奏していただいたりとか、そういったBGM的なことでも想定しておるんですけども、そういったところで演奏していただいたらということで、町内のそういった、詳しい方から御推薦いただいているところなんです。私、個人名は存じ上げておりませんので、そこまでは勘弁いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第30、議案第95号平成27年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第31. 同意第1号

○議長（安永 友行君） 日程第31、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 御提案いたしましたものの最後になります同意第1号でございます。吉賀町功労表彰者の選定同意について。別紙の者を吉賀町功労表彰者に選定したいので吉賀町表彰条例（平成17年吉賀町条例第4号）第8条の規定により議会の同意を求める。平成27年9月11日提出、吉賀町長、中谷勝。

提案理由、吉賀町誕生10周年記念式典において表彰をするためということでございます。別紙の内容につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意について詳細説明をさせていただきます。

お手元の議案と参考資料の33ページのほうを、お開きをいただきたいと思います。

今回の表彰につきましては、吉賀町表彰条例に基づきまして、各般にわたって町政振興に寄与し、その功績が顕著な者を表彰するという、その条例に基づいて表彰するものでございます。先ほどの議案のほうでもありましたように、10周年の記念式典において表彰を予定しているものでございます。

この表彰につきましては、9月2日に吉賀町表彰審議会に諮問を行いまして、同審議会から9日に答申をいただいたところでございます。また、その表彰審議会に諮問するに当たって、条例第4条に規定する功労表彰について一定の基準が必要ということで、参考資料33ページにありますように、審査基準要綱を定めまして、表彰区分については、34ページ以降の別表に定めるとおりとしまして、在職年数の基準をその33ページ、第2条のところにありますけども、10年以上ということで、それぞれの該当者について推薦を行いまして、それに対して諮問をし、答申をいただいたということでございます。そういった基準に基づきまして、議案のほうにあります名簿がございまして、その方について答申をいただいたということでございます。

まず、条例第4条、第1号に該当する方ということで、農業委員会委員の皆さんですけども、先ほど言いました基準、10年以上というところで、その基準を満たしている1番から4番の金川富士雄さん、茅原忠夫さん、長藤律夫さん、吉本茂生さんを今回の表彰者として推薦をするものでございます。

続きまして、第4条の第2号産業経済功労ということで、これもそれぞれの基準であります10年以上というのを、それを満たしておられる方を、推薦をいただいたところでございます。茅原忠夫さんにつきましては、先ほどの農業委員と重複しておりますが、土地改良区の理事長、それから見川哲幸さんも土地改良区の理事としての功績です。

それから、助はんどうの会につきましては、大井谷の棚田保全、あるいは都市住民との交流による地域づくり、そういった活動に長年取り組まれているということでの功績でございます。それから、岩上武史さんについては商工会の会長としての功績でございます。

次に保健医療福祉功労です。これも、やはり10年以上のところで基準で推薦をいただいたところですが、小笠原康二さんと松浦壽二郎さんにつきましては、学校医と国民健康保険の運営協議会の委員として、この基準を満たされたということでございます。

それから、小笠原陽一さんと河野秀則さんにつきましては学校歯科医、それから、三浦謙二さんにつきましては、学校薬剤師と国民健康保険運営協議会の委員、それから、吉賀町食生活改善推進協議会の柿木支部ということですが、これにつきましては、食生活改善による健康づくりに長年取り組まれているという、そういう功績でございます。

それから、次に、民生児童委員ということで、赤松正さん、河野良子さん、兒玉高子さん、齋藤みどりさん、三河保子さんでございます。河野良子さんにつきましては母子保健推進員としても10年以上お勤めをいただいているところでございます。

それから、続きまして、母子保健推進員として、井川信子さん、角野睦子さん、村上和子さん、村上幸子さん、山本美代子さんの子育ての方でございます。

それから、教育功労ということで、黒谷薫さんにつきましては、青少年健全育成推進協議会会長としての御功績でございます。

それから、齋藤弘子さん、松原恵子さん、村上幸子さん、この方につきましては、それぞれの地域の公民館の運営委員会の委員として10年以上勤められたということでございます。村上幸子さんにつきましては、これも重複でございます。

それから、ふれあい花壇の会につきましては、七光保育所、七日市小学校、吉賀中学校の子ども農業体験支援に長年取り組んでおられるということでの御功績でございます。

それから、文化功労ということで、コール恵久母、槇の木コーラスにつきましては、趣味を超えて音楽を通しての文化振興、あるいは地域振興、町歌の普及活動、こういったことに長年取り組んでおられるということでの御功績でございます。

それから、八久呂太鼓保存会につきましては、吉賀町に古くから伝わる八久呂伝説を太鼓に表現して、吉賀町のPR、あるいは七光保育所、六日市保育所での太鼓の指導による伝統文化の継承に長年取り組んでおられるということでの御功績でございます。

続きまして、スポーツ功労ということで御推薦をいただきましたのが、それぞれ、鹿足サッカースクール、でありますとサッカーによる青少年の健全育成、蔵木ジュニアバレーボールクラブにつきましては、バレーボールによる青少年の健全育成。

それからちょっと飛びますけども、七日市のスポーツ少年団については男子の野球と女子のバ



レーボールによる青少年の健全育成。

それから、吉賀サーティーンスターズ、MBCにつきましてはバスケットボールによる青少年の健全育成ということでございます。

それから、スポーツ推進委員の会につきましては、スポーツによる地域住民の健康増進、あるいは体力の維持、地域づくり等に長年取り組んでおられるということでの御功績でございます。

それから、大庭次男さん、田淵治さん、中田元さん、水元勝さん、山崎慎一さんにつきましては、それぞれ地区体育協会の会長として10年以上勤められたというものでございます。

それから、その他のところですけども、板垣安信さん、中田元さん、これは重複しておりますが、それと三浦俊光さん、それぞれ、消防団の幹部として10年以上勤められたという御功績でございます。

それから、交通安全指導員として10年以上、勤められたということで、澄川優寛さんでございます。それから、交通安全でいいますと、柿木地区の交通安全母の会の会長を10年以上勤められているということで、村上幸子さん、これも、もう3回目ですか。そうですね、そういったことでの御功績でございます。

それから、藤原一夫さんにつきましては、長年かけて200株のシャクナゲを育てて地域の祭りを開催するなど、そういったところに発展された御功績でございます。

それから、長年途絶えていた雨乞い神事を復活させて、地域の伝統文化へと発展させられた雨乞い神事の保存会。

それから、カタクリの自生地を地域で守り、祭りへと発展されたカタクリの里保存会。

それから、コウヤマキ自生林を活用して、コウヤマキ観察会の開催等の地域の活性化に取り組んでおられますたんぼぼの会。

それから、花火を初めとした夏の一大イベントとして長年活動しておられます、ふるさと夏まつり実行委員会。

それから、新町下の交差点の花壇の花の植栽による環境美化活動に長年取り組んでおられますプチガーデンクラブ。それから、町内の保育所、あるいは、教育施設の修理ボランティア活動に長年取り組んでいただいております、吉賀町建築推進協議会。そういった団体でございます。

それから、条例の第3号善行特に優れ、町民の模範となる者ということで、養護老人ホーム銀杏寮で理容ボランティアを長年取り組んでおられます尾崎日子さんでございます。

それから、第4号のところ、町及び公共的団体の公益福祉のため多額の金品を寄附した者ということで、社会福祉協議会へ寄附をされた有川照子さんと有川雅男さん。

それから吉賀町へ寄附をされた古永ハツ子さん。

以上の方でございます。合計で、個人41名、団体17団体ということで58件でございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の詳細説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 吉賀町10周年ということで、この人たちが表彰されるのはいいことなんですが、一応、確認のためにお聞きしますが、一応、吉賀町が誕生したときから、この方々、こういういろんな職へ就いておられたということで理解してよろしいんですね。

そうしないと、ほかの町民からあれはそうじゃないのにとというような話が出たときに、いや、そうじゃない、皆さん、議会では吉賀町誕生のときからあったんで表彰されるんだというようなこと、わたしども回答しなくちゃなりませんので、はっきりととっていただきたいんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

議員が今、おっしゃったとおりでございます。

ただ、参考資料の33ページのところの第3条の第4号ですが、町議会の議長、行政委員会の長、公共団体の長、その他の団体の長の在職年数は、その年数の2分の1の年数を加算するという制度がございますので、必ずしも10年でなくても10年を超える人もいますし、合併から10年やっていなくても、その間、長の期間が在すれば10年を超えるという場合は出てくる可能性がございます。

基本的には、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑ないようですが、これで質疑は終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第31、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを採決します。

本案は原案のとおり、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

よって、同意第1号吉賀町功労表彰者の選定同意については同意することに決定をしました。

---

### 日程第32. 発委第3号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第32、発委第3号吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の藤升議会運営委員長の説明を求めます。

○議会運営委員長（藤升 正夫君） それでは、ただいま議題になりました発委第3号について、提案させていただきます。

発委第3号、平成27年9月11日、吉賀町議会議長、安永友行様、提出者、議会運営委員会委員長、藤升正夫。

吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。理由は、議員定数の変更に伴い、改正の必要が生じたためであります。

裏返していただきまして、吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例。

吉賀町議会委員会条例（平成17年吉賀町条例194号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中、6人を5人に改める。

第6条、第2項中、10人を6人に改める。附則、この条例は平成27年11月1日から施行するというものであります。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の説明を終わりました。提出者に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第32、発委第3号吉賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第33. 人権擁護委員の推薦の件について

○議長（安永 友行君） 日程第33、人権擁護委員の推薦の件についてを議題とします。

このたび、お手元に配布したとおり、町長より意見を求められておりますので、田原和之氏を候補者として推薦したいと思います。私のほうで答申案を朗読をいたします。

人権擁護委員の推薦に関する答申案、本議会は平成27年8月20日、吉税住第684号で諮問のあった人権擁護委員の推薦について、次のとおり答申する。

記、意見、吉賀町議会は人格見識高く、広く社会の実情に通じておられる吉賀町六日市697番地1、田原和之氏を人権擁護委員として推薦することに異議ありません、という答申案でございます。

お諮りをします。本件は、ただいま朗読し、お手元にある答申案のとおり、意見を付して答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

よって、日程第33、人権擁護委員の推薦の件についてはお手元の答申案のとおり、意見を付して答申することに決定をしました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会をします。御苦労でございます。

午後3時50分散会

---